

大田市人権施策推進基本方針

《 第二次改定 》

2019(平成31)年3月

大 田 市

大田市人権施策推進基本方針の改定の考え方について

大田市では、2009(平成 21)年に「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、人権施策の推進に努めてきましたが、この間、グローバル化の更なる進展をはじめとして、人権に関する社会情勢や法制度等、人権を取り巻く環境が変化してきました。

こうした状況を受け、多様化、複雑化が進む社会の諸課題に対応するため、このたび基本方針の改定を行うものです。

また、改定にあたっては、2014(平成 26)年に制定しました「大田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立脚した施策に取り組むため、それぞれの課題ごとに担当部署の施策を記載した「行動計画」を策定し、市職員一人ひとりが人権意識を高め、各部署における人権施策を総合的に推進していくこととしています。

改定のポイント

①新たな人権課題への対応

近年、インターネットの普及やスマートフォン利用者の拡大によって、急速な社会情勢の変化が生じており、その中において様々な人権課題が広がってきています。

この様々な人権課題の解決を図るため、所属部署ごとに選任している人権啓発推進員を中心として、人権・同和問題研修会を実施し、全市職員が人権課題への共通認識を図り、新たな人権課題への対応を行います。

また、市民を対象とした人権・同和問題講演会においても、様々な人権課題をテーマとして設定し、基本的人権の尊重について市民の理解が深まるよう、人権教育・啓発の強化に努めます。

②人権に関する法整備を踏まえた対応

2015(平成 27)年には「生活困窮者自立支援法」が制定され、2016(平成 28)年には「差別解消三法」となる『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）平成 28 年 4 月 1 日施行」、「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）平成 28 年 6 月 3 日施行」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）平成 28 年 12 月 16 日施行』が制定されました。

今後も様々な人権課題に関する法律が施行されることが想定され、その時代に即した行政施策を展開するため、まずは、市職員のレベルアップを図り、様々な人権課題に対応していきます。

③「人権に関する市民意識調査」結果の反映

2007年(平成19)年11月の人権に関する市民意識調査では、大田市に住民登録している18歳以上の市民1,000人を対象に実施した結果、525人(回収率52.5%)から回答があり、これらを踏まえ2009年(平成21)2月に大田市人権施策推進基本方針を策定して、様々な事業を実施してきました。

その後、改めて社会情勢を的確に把握するためにサンプル数を増加し、2015年(平成27)年11月に2,000人(その内11の郵送戻りは無効)を対象に意識調査を実施した結果、754人(回収率37.9%)から回答がありました。

今回の改定は、2007年(平成19)年11月の調査だけでなく、2011(平成23)年に島根県が実施した県民意識調査とも比較・分析することにより、大田市人権施策推進基本方針の改定に反映することにしました。

目 次

第1章 総論

1. 基本方針策定の趣旨	1
2. 基本方針策定の背景	2
(1) 国際的な状況	2
(2) 国のこれまでの取り組み	3
(3) 大田市のこれまでの取り組み	4
3. 基本理念	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 基本方針の性格	7

第2章 各論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信	8
(2) 学校教育等における人権教育の推進	8
(3) 社会教育における人権教育の推進	11
(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進	12
(5) 家庭における人権教育の推進	13
(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進	15
(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進	16
2. 重要課題への対応	19
(1) 女性	19
(2) 子ども	22
(3) 高齢者	26
(4) 障がい者	30
(5) 同和問題	34
(6) 外国人	39
(7) 患者及び感染者等	42

(8) その他の人権課題	46
3. 施策の推進	49
(1) 推進体制と支援	49
(2) 関係機関等との連携	49
基本方針体系図	50
用語解説	51

行動計画

○大田市人権施策推進基本方針の行動計画	53
---------------------	----

資料編

○大田市人権尊重のまちづくり条例	67
○大田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	69
○日本国憲法（抄）	70
○世界人権宣言	72
○「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	75
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	83
○ユネスコ憲章（抄）	84
○大田市人権意識啓発推進会議設置規程	85
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	86
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	90
○部落差別の解消の推進に関する法律	92
○人権尊重都市宣言	93

第1章 総論

1. 基本方針策定の趣旨

1948(昭和23)年の国際連合(以下「国連」という。)総会で採択された「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳っています。

また、我が国の憲法は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから約70年が経過し、この間、国内外において人権尊重のための様々な取り組みが行われてきました。その結果、着実に人権尊重の意識は高まっていますが、その一方で、国際的には民族紛争や宗教対立、テロ行為などにより平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。

我が国においても、我が国固有の課題である同和問題、女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、少子化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑、多様化することが予想されます。

また、2007(平成19)年7月、大田市の石見銀山遺跡がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産登録から2017(平成29)年で10周年を迎えました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。この世界遺産の営みは、「平和と人権尊重」のユネスコの精神に貫かれなくてはなりません。その精神の実現への取組が、石見銀山遺跡の付加価値を高めるものとなります。さらに、大田市は、2008(平成20)年9月、「石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し」人権尊重都市宣言を行ったところです。

そして、今後も様々な人権問題の解決に向け、研究、学習、教育、啓発のより積極的な取り組みが求められています。

そのため、市民一人ひとりが認識を高めてあらゆる差別や偏見をなくし、市民だれもが心豊かに誇りをもって暮らせる社会の実現を目指すため 2009(平成 21)年 2 月に策定した「大田市人権施策推進基本方針」(以下「基本方針」という。)を、その後の法律などの成立や社会情勢の変化に対応するため、改定するものです。

2. 基本方針策定の背景

(1) 国際的な状況

20 世紀において人類は、二度にわたる世界大戦の反省から不戦を誓い、1946(昭和 21)年、国連の専門機関としてユネスコが誕生し、2 年後の 1948(昭和 23)年 12 月、第 3 回国連総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の精神を具現化するために、国連では「国際人権規約(*1)」をはじめ多くの人権に関する諸条約の採択や重要なテーマごとに国際年を制定するなど、その定着化に努めてきました。

しかしながら、世界各地で地域紛争や民族紛争、テロ行為などが起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を深め、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりつつあります。

ユネスコにおいて、1993(平成5)年、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、同年、ウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性を確認した「ウィーン宣言」及び行動計画が採択されました。

このような人権尊重に関する国際的な潮流の中、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、各国政府に対し国内行動計画の作成を求めました。

さらに、2004(平成16)年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」を継承する取り組みとして「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年から開始する決議が採択され、2007(平成19)年までの3年間において、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取り組みが進められました。

(2) 国のこれまでの取り組み

国内においては、1947(昭和22)年に、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956(昭和31)年には、我が国も国連に加盟して国際社会の一員となりました。

そして、「国際人権規約」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など多くの人権に関する諸条約を批准し、その解決に努力してきました。

我が国固有の課題である同和問題については、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受け、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、法に基づく施策を進めてきました。(法に基づく特別対策は2002(平成14)年3月末をもって終了)

1996(平成8)年に、地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申では、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいうべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」と述べています。これらを受けて、1996(平成8)年に「人権擁護施策推進法」が制定され、この法に基づく審議会が設置される中で、1999(平成11)年に、今後の人権教育・啓発の基本的な在り方を示す答申が出されました。

また、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995(平成7)年には、内閣に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997(平成9)年『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。

さらに、2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002(平成14)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、2015(平成27)年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、2016(平成28)年には「女性の職業生活における活躍に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差

別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行となるなど、人権に関する法律が制定されました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」や「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」など、個別の人権関係法の制定により、「人権の世紀」といわれる 21 世紀を実現することを目指して様々な取り組みが積極的に進められています。

(3) 大田市のこれまでの取り組み

2005(平成 17)年の合併以前から、旧大田市では、1965(昭和 40)年の「同和対策審議会答申」を踏まえて 1969(昭和 44)年に制定された「同和対策特別措置法」施行以来の事業実施により、対象となった地区及び周辺的生活環境等の物的整備がほぼ完了し、周辺地域との格差は大きく改善しました。旧温泉津町では、1999(平成 11)年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定、旧大田市においては、2001(平成 13)年に「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、それぞれの市・町において、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取り組みを進めるとともに、「人権尊重」の精神が地域に広く浸透するよう努めてきました。

合併後においては、新市におけるまちづくりを推進するため、2007(平成 19)年から 2016(平成 28)年までの長期総合計画「大田市総合計画」(計画期間を 2018(平成 30)年まで 2 ヶ年延長)を策定し、その「まちづくりの基本方針」の一つに「だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり」を掲げ、さらにこの中で、「人権を尊重するまちづくりの推進」についての施策を掲げています。

この間、「大田市障がい者計画」、「大田市障がい者福祉計画」、「大田市障がい児福祉計画」、「大田市地域福祉計画」、「大田市男女共同参画計画」、「大田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、様々な分野において人権を尊重したまちづくりを進めるとともに、学校の授業や集団活動、さらに社会教育施設の各種講座において人権教育活動に取り組んできました。

また、7～8月の「差別をなくす強調月間」での「人権を考える市民のつどい」の開

催や12月の障害者週間・人権週間における「ふれあいフェスティバルおおだ」の開催など、啓発のための講演会やイベントにも取り組んできました。

併せて、おおだふれあい会館(大田市隣保館)では、様々な人権問題の相談拠点施設及び人権・同和問題の教育・啓発活動の拠点施設として、研修会・学習会の開催、「広報おおだ(きずな)」「おおだふれあい会館だより」の発行により啓発と情報提供に努めてきました。

その後、2009(平成21)年には合併後の「大田市人権施策推進基本方針」を改めて策定するとともに、2014(平成26)年6月には「大田市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「人権・同和行政は総合行政」という基本姿勢のもと、市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立脚した施策に取り組んできました。

そして、これまでの人権施策の取り組みを検証するため、2015(平成27)年11月に「人権問題に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しましたが、この度の意識調査結果では、人権課題への認識が前回調査と比べて大きな変化が見られない項目があるため、その解決に向けた更なる取り組みが必要であることが明らかになりました。

これらを踏まえ、様々な人権問題や差別の現状と課題を明らかにし、人権が尊重され差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向性を示し、行政機関、各種団体をはじめ、地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「基本方針」を改定することとしました。

なお、この「基本方針」の改定は、「大田市人権尊重のまちづくり審議会」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加えて改定したものです。

3. 基本理念

(1) 基本的な考え方

人権とは、「人が人らしく生きていくために、だれもが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」と言えます。心豊かで生きがいのあるまちづくりを進めていく上で重要なことは、市民一人ひとりの人権が尊重される社会となることです。そのためには、すべての人に認められている基本的人権の尊重という意識を高めるための人権教育・啓発を積極的に推進することが大切です。

この「基本方針」は、学校、家庭、職場、地域社会において人権教育・啓発が行われ、人権が人々の思考や行動の価値基準として日常生活に根つき、「市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくり」を基本理念とします。そのために、私たちの社会に横たわる社会通念や慣行に潜む偏見や差別意識に対し、次に掲げる基本的な視点に立って、主体的な自覚を促し、生き方そのものの内実が変わるという認識に基づいて、人権を守り育てて行くことに努めます。

ア. みんなで学ぶ人権教育

人は誰でも生きがいづくりや心のふれ合う家庭・地域、さらには社会をつくることなどにより、人間らしく生きたいと願っています。

こうした願いを目指した社会づくりを考えると、市民一人ひとりが、日常生活の中で人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、人権意識を高めることが大切です。

イ. みんなで進める人権教育・啓発

人権教育を推進するためには、市民のあらゆる立場の人がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携を図ることが必要です。

そして、人権教育を様々な視点で展開し、社会全体により効果的に広げるためには、人権問題を自らの課題とするための教育が、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場で進められることが大切です。

ウ. 共生の社会を目指す人権教育・啓発

人は、それぞれに個性や価値観も違い、背負っている歴史も違います。

また、人種、民族、皮膚の色、国籍の異なる人など、多様な歴史と文化を持っている人々がともに暮らしています。様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重する意識・感覚を育て、「共生の社会」を築いていくことが大切です。

(2) 基本方針の性格

この「基本方針」は、国が策定した『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」並びに「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、当市における人権教育・啓発に関する基本的方向を示し、その施策を推進するためのものです。

また、この「基本方針」は、「大田市総合計画」はもとより、その他関連する各種の計画等との整合性を保ち、当市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

なお、この「基本方針」は今後の法律などの改正や社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

第2章 各 論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

2007(平成19)年7月、石見銀山遺跡がユネスコの世界文化遺産として登録されてから2017(平成29)年で10周年を迎えました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。石見銀山遺跡の世界遺産の取り組みにあたっては、「平和と人権尊重」のユネスコの精神を基底に据え、人権情報を発信しながら人権意識の高揚を図ります。

ア. 出版物等へのユネスコの精神の反映

市等が発行する、石見銀山関連の出版物・パンフレットやホームページ等に、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」を引き続き反映します。

イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、その成果・公開について、人権・同和問題の啓発の観点及び科学的な研究の進展に資することを目的に適切な情報発信を引き続き行います。

ウ. 関係者への人権研修

市職員はもとより、「石見銀山世界遺産センター」などの公開施設職員や「大田市観光協会」、「石見銀山ガイドの会」等関係者に対して人権研修を実施し、来訪者への対応など様々な活動の場にユネスコの精神を反映できるよう引き続き努めます。

(2) 学校教育等における人権教育の推進

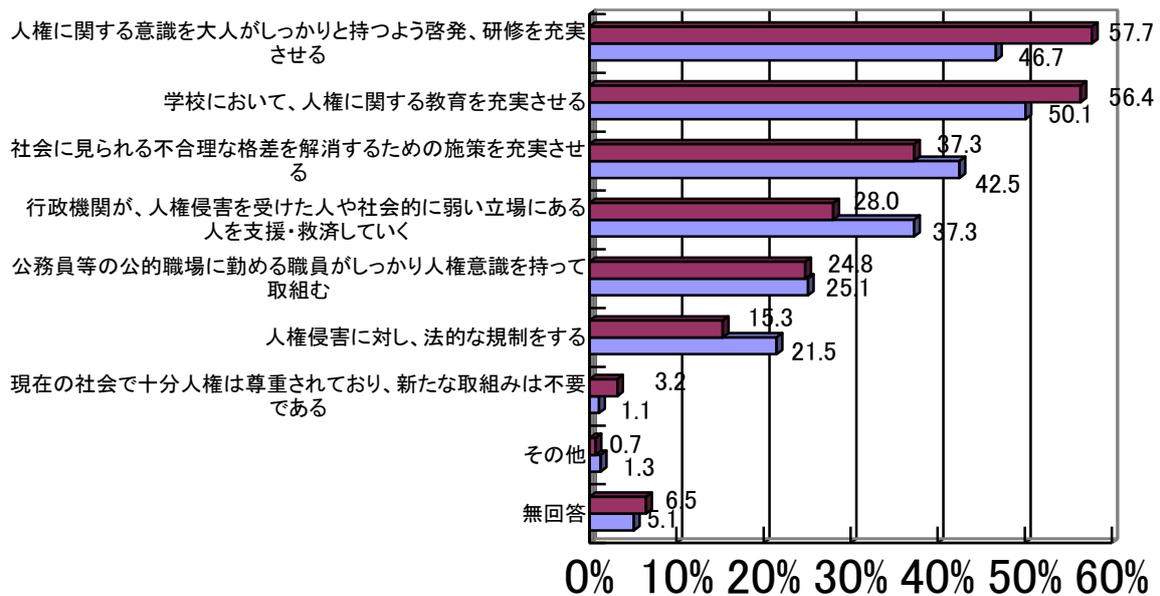
2007(平成19)年に実施した「市民意識調査」によると、「人権が尊重される社会を実現するための行政施策」として「学校において人権に関する教育を充実させる」と

の意見が50.1%と最も多く、学校における人権教育への期待の高さが表れていました。

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、56.4%と意見が多くなっていることから、今後も学校における人権教育への推進を図ります。

学校、幼稚園、保育所は、子どもの発達段階に応じて、人権尊重の精神を育み、意識を高める教育の場として重要な役割を担っています。学校等における人権教育では、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々と豊かな相互関係を深めることのできる子どもの育成を引き続き図ります。

人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策としてどのような取り組みが必要だと思いますか。



■ 平成27年: 754人
 ■ 平成19年: 525人

ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたり自分らしく生きていくための基礎を培う大切な時期であり、一人ひとりの子どもの人権が尊重され、豊かな人間性を育むことが、その後の子どもの成長にとって極めて重要です。子どもたちは、友達と意欲をもって様々な活動に取り組み、充実感や満足感を味わうことで豊かな心や健康な体に育っていきます。

一人ひとりの子どもの育ちや個人差等にも留意し、自然や動植物と親しんだり、ふれ合ったりすることなどを通じて、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、相手の気持ちに配慮できる豊かな心を育てる取り組みを引き続き進めます。

イ. 小・中・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進

小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと、児童生徒は、心身ともに大きく成長し、自己の確立を図り、社会に対して目を向ける時期でもあります。そのため、教育活動全体を通じて一人ひとりの学習権を保障した上で、学校生活に起因する「いじめ」をはじめとした身近な人間関係の問題や広く社会に存在する人権問題について、それぞれの発達段階に応じた客観性のある科学的認識と差別に立ち向かう心を養う学習を通して、進路保障を柱とした人権教育を推進します。

また、小学校高学年からは教科書に同和問題が記述されています。児童生徒たちがこの問題を正しく理解し、差別の不当性を見抜く力を身につけることのできる学習を展開するよう引き続き努めます。

さらに、特別支援学校では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育が行われています。障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援学校や島根県、関係機関と連携を図りながら必要な支援を引き続き行います。

ウ. 学校・家庭・地域社会の連携

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所・幼稚園、さらには小学校から高等学校にかけての教育、地域社会とのかかわりの中で養われます。

そのため、幼児・児童・生徒が主体的に人権について学習し、行動する力を培うため、開かれた学校という観点に立って、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を引き続き推進します。

(3) 社会教育における人権教育の推進

社会教育における人権教育では、自らの生活の中で人権に関する社会構造や習俗など様々な問題に気づき、自らの学習・研究活動によって解決しようとする市民の育成が求められています。

そのため、社会教育施設では、地域・職場・世代の違いなど学習者の状況に応じながら身の回りの暮らしと関連づけたり、視聴覚教材の効果的利用を図ったりするなど様々な学習の機会を提供し、学習者の意欲向上に努めます。

ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実

これまで、公民館では、人権問題についての市民の正しい理解と認識を高めるため、講座、研修会などを実施してきましたが、今後さらに、市民の学習意欲を高めるため、学習内容に工夫を凝らすとともに多様な学習の機会の提供に努めます。

特に、2009(平成 21)年度から、市内 7 つのブロックごとに社会教育の充実を目指し設置されている公民館においては、引き続き専門的で質の高い人権教育の実施を目指します。

また、市民にとって最も身近な生涯学習の拠点として各町に設置されるまちづくりセンターとの連携を図りながら、奥行きと広がりのある学習活動が展開できるよう努めます。

イ. 人権に関する啓発情報の提供

当市はこれまで、市民が人権問題を身近に考える機会づくりとして、人権に関する標語やポスター、また人権作文の募集や、その作品発表を行ってきました。

また、「広報おおだ」での「きずな」掲載や人権啓発DVDや図書などの貸し出しに努めてきました。今後さらに、人権に関する法律・条例や行事の案内などを掲載した情報紙・啓発小冊子を提供し、市民の関心が高まるよう効果的な啓発のための情報提供に努めます。

なお、人権侵害につながる身元調査の抑止力となる、「第三者交付に係る本人通知制度」については、イベントや研修会、移動隣保館での周知活動を推進し、登録者の増加を図ります。

ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施

市民の人権意識の高揚を図るための啓発活動の一つとして、「人権を考える市民のつどい」、「ふれあいフェスティバルおおだ」における「記念講演」・「人権啓発展」などに取り組んできました。今後も市民が積極的に参加しやすく、人権を考える場となるようなイベントや人権問題に関する講演会等の開催に引き続き努めます。

エ. 社会教育関係団体における人権学習の促進

社会教育団体は地域を基盤として活動しており、人権が尊重される地域社会づくりのためには社会教育関係団体の役割は大きなものがあります。PTA、女性団体、青年団体、さらには、人権に関する市民グループやボランティア団体などが自主的に人権学習に取り組みやすくなるよう学習支援に努めるとともに、人権イベントの開催など連携を図ります。

社会教育団体については、公民館やまちづくりセンターなどで開催される講座、研修への参加を促すとともに、自主的な学習活動の促進を図ります。

また、住民の研修意欲を喚起できるよう「参加・体験型」の研修会を開催し、地域における指導者の育成に努めます。

(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進

おおだふれあい会館(大田市隣保館)は、地域社会全体の中で様々な人権問題の解決や福祉向上のための拠点施設として、人権啓発・研修・情報発信をはじめ、生活上の各種相談などの事業を行う施設です。

石見銀山遺跡が「平和と人権尊重」を精神とするユネスコの世界遺産に登録されていることを踏まえ、関係機関と連携しながら次の事業を市民の理解と協力のもと引き続き取り組みます。

ア. 相談事業の充実・強化

人権・同和問題をはじめとする様々な相談を受ける中で、必要に応じて自立支援のための助言も行いながら、相談者とともに考え、ともに解決を図ります。

また、「生活困窮者自立支援制度」に基づく相談窓口との連携を強化します。

イ. 人権・同和問題研修会等の開催

教養講座受講者や同好会員の人権・同和問題研修会を計画的に実施し、また、全市民を対象にした講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。

ウ. 隣保館利用率の向上

人権に関する学習会、交流会、情報交換の場として、全市民に当会館を開放し、利用度を高めながら、人権・同和問題の解決に資する理解と認識を深めるための啓発・情報発信に努めます。

エ. 移動隣保館の実施

市内の各地域、公民館、事業所などへ出向き、人権研修や情報発信を行うなど、移動隣保館事業を積極的に実施していきます。

オ. 啓発資料の活用

啓発資料として、図書、DVDなどそろえており、積極的に貸し出しをして、市民の人権意識向上を図ります。

(5) 家庭における人権教育の推進

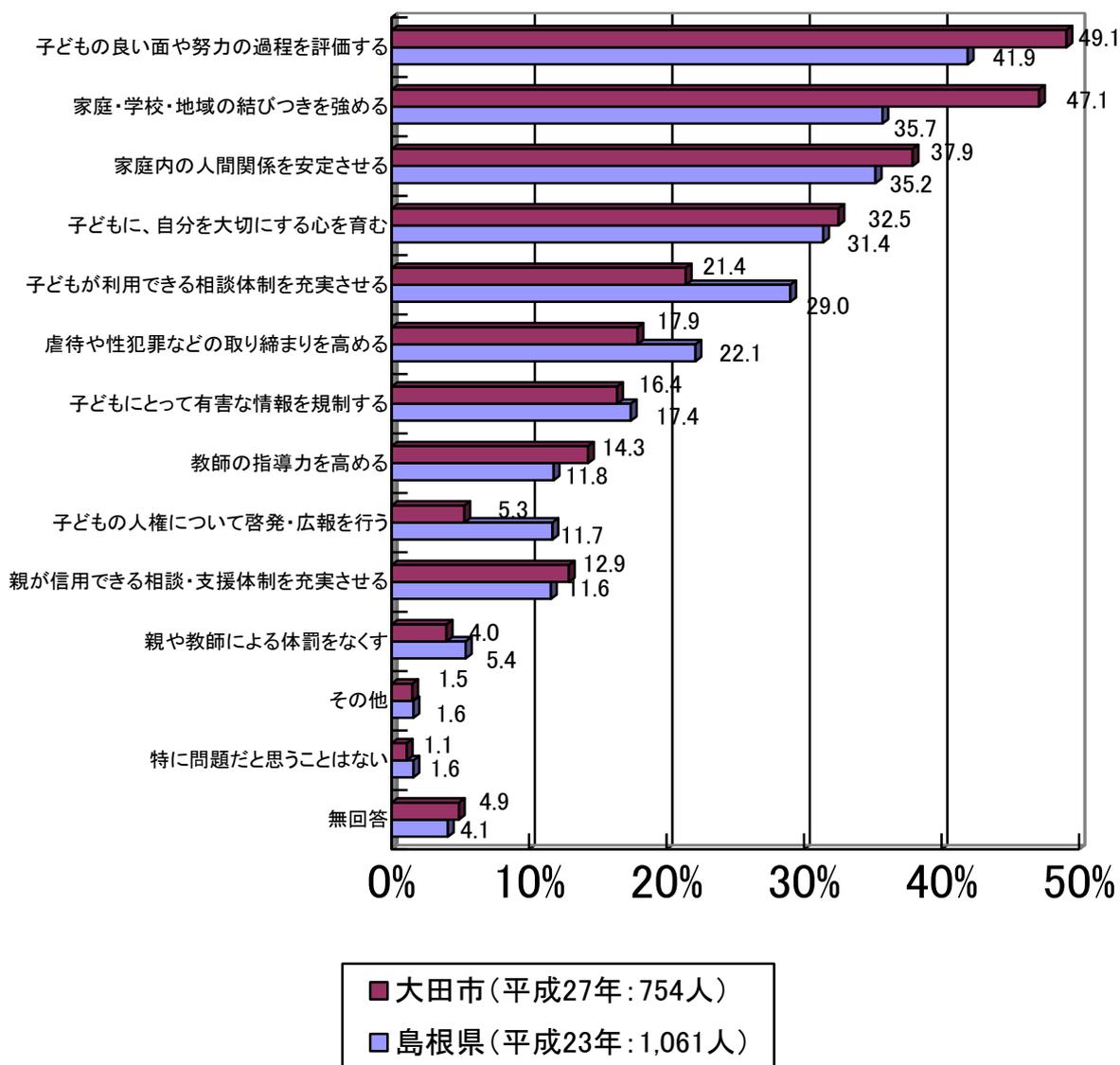
家庭は、すべての教育の出発点であり、個人の人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たしています。

近年、核家族化、少子高齢化といった家庭環境の変化により、家庭での教育機能が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（*2）など、家庭での人権問題が顕在化しています。2015（平成27）年に実施した「市民意識調査」の子どもの人権に関する調査結果を見ると、「子どもの人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。」では、「家庭内の人間関係を安定させる」との意見が37.9%という結果があるように、日頃から親が子どもとの関係性を意識し、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が発揮される必要があります。親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、家庭教育では、

大人自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で子どもに示していくことが必要です。

そのため、学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育ができるよう支援に努めます。

子どもの人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。



ア. 多様な学習機会や情報の提供

家庭は、子ども、女性、高齢者の人権など、様々な人権問題の関わりの深いところであり、家族との会話の中でお互いが正しく学び合い、日頃から人権問題について認識を深めることが大切です。そのため、社会教育施設などと連携を図り、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

イ. 相談事業の実施

子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ家族に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。

ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを推進するため、啓発に努めます。

(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

企業は、社会生活に大きな影響力をもっており、「豊かな社会づくりへの貢献」という社会的責任を担っています。2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」によると、「差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。」の問いについては、「職場における待遇や上司や同僚などの言動や態度(セクハラ・パワハラ・モラハラ)」をあげた人が半数以上という結果が出ています。そのため、企業とそこに働く人々に対して、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりを進めるための指導を行います。

また、人権が尊重される地域社会を築くために、一人ひとりが主体的に学習活動に取り組むことができるような人権教育・啓発に努めます。

ア. 企業内研修の推進

企業における人権意識の普及を図るため、関係機関との連携により、事業主等を対象とした公正な採用選考についての研修を開催し、また、企業内研修の開催を働きかけてきました。引き続き関係機関、関係団体と連携を強め、研修会への指導員の派遣

など、企業内研修が取り組める体制が整備されるよう指導します。

イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進

職場内が明るく働きやすくなるためには、職場の一人ひとりが人権感覚を高めることが大切です。そのために、職場研修やグループ研修が積極的に取り組まれるよう指導します。

また、ハラスメント等を受けた方が相談できるよう、市内外の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

ウ. 市民の自発的な学習の支援

人権問題についてのパンフレットや啓発ビデオなどの資料や情報を提供し、研修を実施する団体に対して補助金を交付するなど、市民の自発的な学習の支援に努めます。

(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い職業従事者に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に推進する必要があります。そのため、以下のとおり人権に関わりの深い職業従事者に対し、研修等による人権教育に努めます。

ア. 市職員

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を、さらに当市では、ユネスコの精神を行政施策に生かして具体化するという責務を担っています。一人ひとりが公務員としての自覚をもち、あらゆる人権問題に対する理解を深め、職務の遂行に努めなければなりません。

当市においては、2007(平成19)年9月に策定した人材育成基本方針の基本理念として、「人権尊重の視点にたった住民への貢献・組織の発展といった市の役割と、自己成長を求める職員側の期待や欲求との統合・調和による人材育成を図る」こととしています。

市職員に対しては、同和問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職員まで全員を対象とした、市独自の研修や関係機関、関係団体が実施する学習会、講演会に積極的に参加させるなど、人権意識の高揚に努めてきました。今

後も職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って、人権に配慮した行政の推進ができるよう人権研修を充実させるとともに、各部署に「人権啓発推進員」を置き、全ての市職員が各職場における業務の中から人権課題を把握し、その解決に努めるよう指導します。

イ. 教職員

教職員は、学校における教育活動を直接担い、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあり、人権を尊重した学校教育を実施するための知識や技術の研修を深めて、指導力の向上に努めることが大切です。

これまでも教職員に対しては、さまざまな研修等の機会を捉えて資質向上を図ってきたところですが、今後も人権意識をさらに高め、全校体制で人権教育を推進できるように取り組むとともに、教職員一人ひとりが自己を問い直し、差別の現実に学び、人権尊重・差別撤廃を自らの生き方の基本に関わる課題として取り組めるよう、研修内容の一層の充実に努めます。

ウ. 医療・保健関係者

医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーや診療情報などの保護が必要です。

また、近年の医療技術の発達により遺伝子治療や臓器移植などの高度医療では、新たな人権問題の発生が懸念されます。これらについて、人権の重要性を認識し、関係機関、関係団体と連携しながら、さらなる人権教育の推進を図ります。あわせて、医師会等にも人権教育の充実について働きかけていきます。

大田市立病院においては、患者の権利を明確に位置づけ、それを尊重し保障することを宣言しています。患者等の個人情報については、大田市立病院個人情報保護委員会を設置しており、院内における個人情報保護規定に基づいて適正に管理しています。引き続き、患者等の人権に配慮した医療が提供されるよう努めます。

エ. 福祉関係者

地域において様々な生活相談などの支援を行っている民生委員・児童委員は、その

活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ること(個人情報保護)が特に重要であるとされています。そのため、県との連携や、市や各地区で開催される研修会への積極的な参加を促す等、様々な研修の機会を捉え、引き続き人権研修を進めていきます。

社会福祉施設職員、ホームヘルパーなど社会福祉関係事業の従事者は、高齢者、障がい者など社会的弱者の生活相談や身体介護など直接関わっているため、特に人権に配慮した対応が求められます。人権を尊重するとともに、利用者の立場に立ったケアマネジメント等の研修を実施し、資質の向上を図ります。

また、各職場で人権教育が実施されるよう事業主に対して指導します。

2. 重要課題への対応

人権教育・啓発の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、患者及び感染者等の重要課題に対して、それぞれの固有の視点からのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の視点からのアプローチにより取り組んでいきます。

(1) 女性

【現状】

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念とした日本国憲法によって、法の下での男女平等が保障され、女性の地位向上に向けた様々な取り組みが進められてきました。

今日、女性の社会参加が増大し、女性の社会・経済に果たす役割はますます高まり、全ての個人が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における重要課題となっています。

また、2016(平成 28)年には「女性の職業生活における活躍に関する法律」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入っています。

大田市においては、2005(平成 17)年 10 月に「大田市男女共同参画推進条例」を制定、2006(平成 18)年 11 月に施策の指針となる「大田市男女共同参画計画」を策定し、2017(平成 29)年 3 月には「第 2 次大田市男女共同参画計画」を改定し、市民、事業者、各種団体と連携して施策の推進に取り組んでいるところです。

【課題】

2014(平成 26)年に実施した「市民意識調査」では、「『男は仕事、女は家庭』という性別役割分担についての考え方」の問いに対し、62.5%が反対、36.2%が賛成となっており、また、「女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面」の問いに、「職場での仕事の内容や給与格差、役職などへの昇任」、「家庭内での家事や育児の分担」、「採用や就職の際の男性との取扱いの差」の意見が多くなっていました。

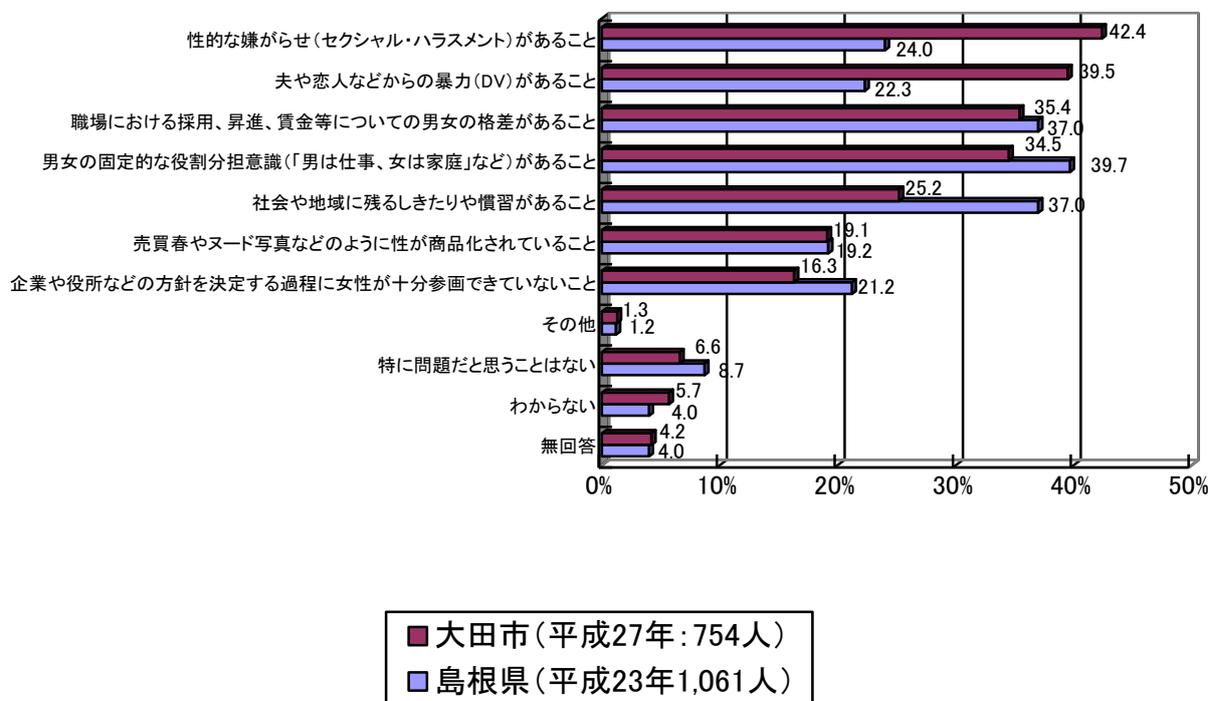
また、政策・方針決定の場への女性の参画について、2018(平成 30)年 4 月時点での審議会等への女性の参画率は 28.6%となっており、数値目標である 40%と比べるとまだまだ低い数値です。

このことから、男女の生き方や行動、あるいは考え方について固定的な性別役割分

担意識・社会通念・慣習が依然として存在しており、それが家庭・職場や地域の日常生活において男女の平等感を妨げていると考えられます。

さらに近年、セクシュアル・ハラスメント（*3）、ストーカー（*4）、ドメスティック・バイオレンス（DV）等が大きな社会問題となっています。そのため、関係部署や関係機関との連携に努め、被害者支援の充実を図るとともに、女性に対する暴力は、女性への重大な人権侵害であることを広く認識してもらうためにも、あらゆる機会を捉えて啓発を進めていく必要があります。

女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか



【施策の基本的方向】

人口減少や少子高齢化が進展する状況の中で、だれもが住みやすく、安心して暮らすことのできるまちづくりには、これまでの社会の仕組みに捉われることなく、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

当市では、「大田市男女共同参画計画」に基づく5つの基本的方向に沿って具体的施策を定め、関係各部署と連携して総合的に進めていきます。

【具体的施策】

ア. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭し、男女共同参画への正しい認識を促すための啓発活動を、家庭や職場、並びに地域などあらゆる機会を捉えて取り組みます。

学校においては、次代を担う子どもたちへ正しい人権意識や男女平等意識を育成するため、男女平等の視点に立った環境整備に努めるとともに、教職員、保護者に対して正しい認識と資質向上のための啓発に努めます。

イ. 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進

地域において固定的な観念が根強いことから、男女が共に地域の活動に参画できるよう、公民館等と協力して、意識改革や男女共同参画の必要性を正しく認識してもらうよう取り組みます。

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識を解消するため、公民館や各種団体等において男女共同参画の視点からの学習会等の機会の提供に努めます。さらに、職場環境や子育て環境の充実を図り、男性も女性も共に家庭と他の活動にバランスをとって参画できるよう支援します。

政策・方針決定の場への女性の参画のために、女性の意識改革と人材育成のための学習と研修の機会の提供を行い、各種審議会等において適正な人材を選任できるよう働きかけます。

ウ. 女性に対する暴力の根絶

男女がお互いを尊重しながら、男女共同参画社会を形成していくために実現しなければならない課題に「女性に対する暴力の根絶」があります。女性に対する暴力は犯罪となる重大な人権侵害であることを認識してもらうとともに、根絶に向けた広報や人権意識を高めるための学習・研修の機会を提供します。

「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」において、関係職員の資質向上及びドメスティック・バイオレンスについての共通理解のもとに被害者支援に努めます。

(2) 子ども

【現状】

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

国内においては、1947(昭和22)年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951(昭和26)年には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、1994(平成6)年に国連の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准し、1997(平成9)年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

また、1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」、2000(平成12)年には、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。さらに、2003(平成15)年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が施行され、2008(平成20)年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」が成立するなど、法整備と諸施策の推進が図られています。

【課題】

昨今の子どもを取り巻く環境はめまぐるしい変化を続け、街なかの書店やコンビニエンスストアなどでは、性や暴力に関する過激な表現のある雑誌やビデオ、ゲームが氾濫し、また、インターネット上では、簡単に誰でもそのような情報が閲覧できます。

そのため、このような過激な性や暴力表現がされている有害情報を、子どもが簡単に閲覧できる環境を改善していく必要があります。

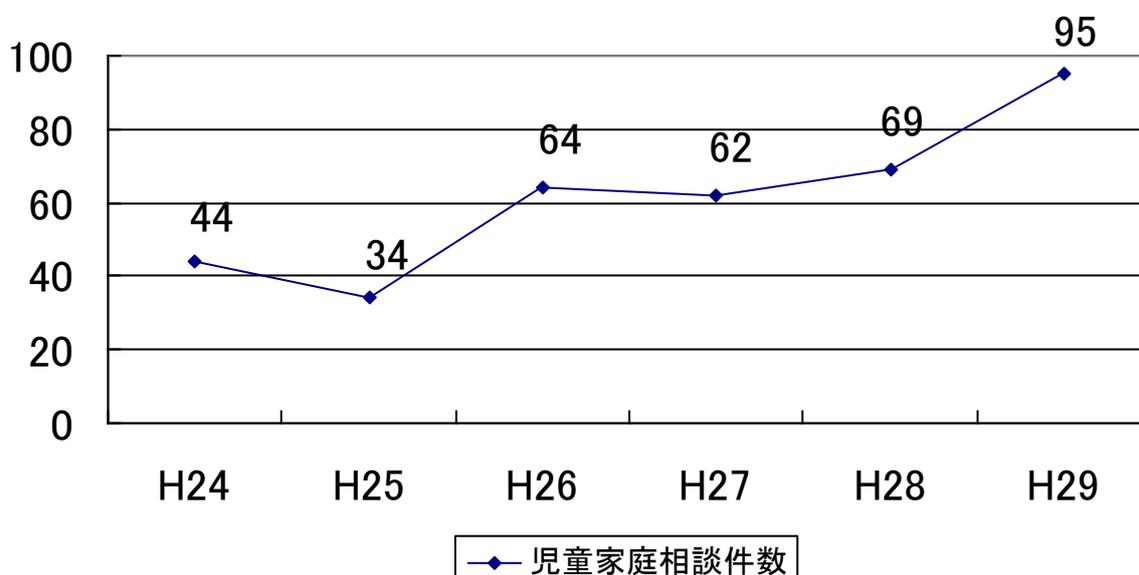
さらに、子どもたちの間では、パソコンや携帯電話・スマートフォンの利用が増加する中、「学校裏サイト」と呼ばれるネット掲示板(*5)の利用が中高生の間で広ま

っており、個人を誹謗、中傷する書き込みなどによる新たな「いじめ問題」の発生という深刻な課題も明らかになっています。

また、児童虐待は、子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには尊い命さえも奪ってしまう、子どもに対する重大な人権侵害です。

児童虐待をはじめとした家庭相談の件数は依然として増加しており、当市においても、2017(平成29)年度児童家庭相談は95件と増加傾向にあります。特に児童虐待の問題は、早急に社会全体で対応しなければならない課題になっており、家庭、学校、地域社会が連携し、早期発見・対応を図ることが求められています。

大田市における児童家庭相談件数

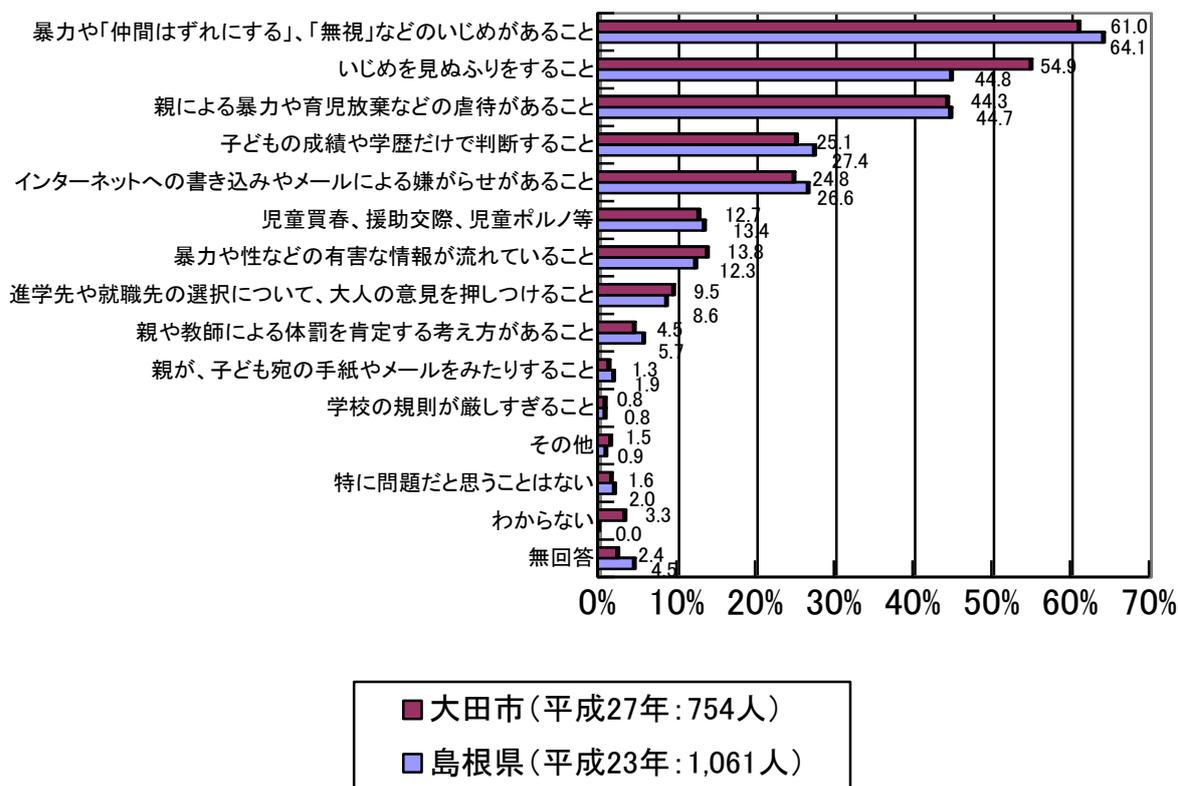


【施策の基本的方向】

子どもの人権問題の解決には、子ども自身が権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てる必要があります。当市では、2012(平成24)年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されたことに伴い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現と地域の力を活かした子育て支援施策の展開を目的として、2015(平成27)年3月に「大田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画に沿って、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域などが互いに連携・協力し、市民一体となって子どもの人権が尊重され、健やかに育つ環境づくりに努めます。

子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか



【具体的施策】

ア. 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進

学校等において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員が子どもの人権についての認識を深め、人権尊重の視点にたった教育指導が行われるよう、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の周知徹底を図ります。

また、児童生徒に対する学習の場の設定とともに、保護者への啓発を行います。さらに、地域においても、同条約の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの人権の擁護に努めます。

イ. いじめ問題等への取り組み

いじめは、子どもの人権にかかわる重要な問題であり、学校のみならず家庭や地域との連携を深めた対応を図ることが必要です。そのために、社会全体でのいじめの防止・早期発見に向けた取組や子どもたちが自分自身の課題として友達と協力して問題を解決する実践力を養う取り組み、また命の尊さや心の問題について考える機会の提供などを行います。

また、ネット掲示板による新たないじめ問題が深刻であることから、関係者の連携を深め、パソコンや携帯電話・スマートフォンの利用方法をはじめ、子どもの人権を守るための教育・啓発に努めます。

さらに、あすなる教室における不登校児童生徒への支援を充実させるとともに、家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては、その実態に応じて、県教育事務所と連携しながら自立支援事業連絡指導員や教育相談員による支援を行います。

ウ. 子どもへの虐待防止の取り組み

児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）は児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、命を脅かす危険性もある決して許されない行為です。

児童虐待防止法では、虐待を発見しやすい立場の職務者（教職員、児童福祉施設職員、医師等）のみならず、一般市民にも「虐待（疑いを含む）を発見した人は速やかに福祉事務所や児童相談所に通告する義務がある」と明記されています。この周知について、毎年11月の「児童虐待防止月間」に併せた街頭活動をはじめ、広報等を通じて虐待への正しい理解のための啓発活動を推進します。

また、児童虐待の早期発見・対応、保護（子どもが置かれている環境が明らかに不適當であると判断される場合に施設等で預かること）、その後の支援に至るまで、「大田市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携及び体制を強化しつつ適切な対応に努めます。

エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの健やかな成長にとって健全な環境の確保は重要ですが、子どもの周辺には

それを阻害する有害なテレビ番組、インターネット、雑誌などが氾濫しています。

それらの有害環境から子どもたちを保護するため、学校では、性やタバコ・アルコール・薬物等に関する指導や、氾濫する情報に対して正しい認識が持てるよう情報教育を推進していきます。

また、当市では悪影響をおよぼす環境を浄化するため、「青少年育成市民会議」を通して、県・警察と連携し、子どもたちへの有害商品の販売抑制や、陳列場所の配慮等、経営者に対し要請していきます。

(3) 高齢者

【現状】

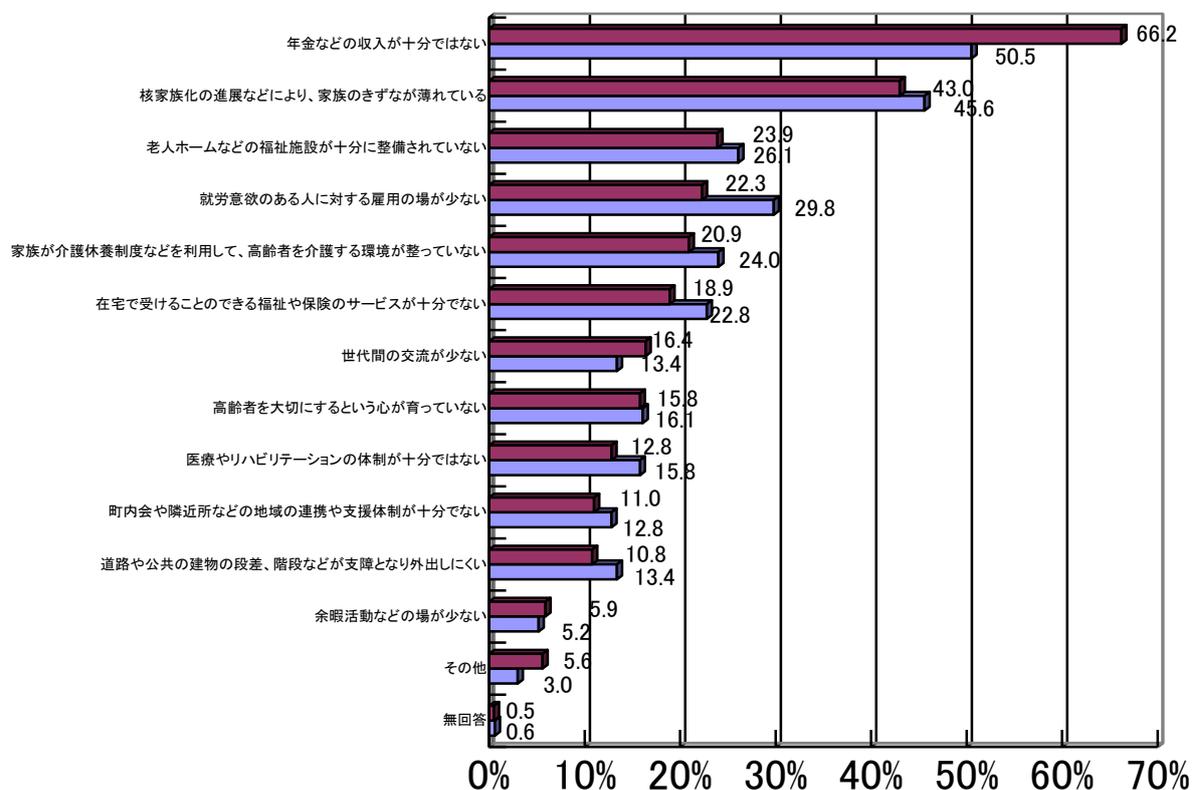
少子高齢化の進行が著しい島根県の中でも、当市は県内8市のうち高齢化率が最も高く、今後も高齢者夫婦世帯、高齢者一人暮らし世帯は増加傾向にあると思われま

【課題】

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「高齢者が暮らしにくいと感じるのは、どのようなことですか」の問いに、「年金などの収入が十分ではない」が66.2%、「核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れている」が43.0%となっており、日常生活の孤独感や不安感が高い比率を占めています。

今後も一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、高齢者が地域社会で孤立することを防ぐとともに、生きがいをもって暮らせる社会づくりが求められています。

高齢者が暮らしにくいと感じるのは、どのようなことですか

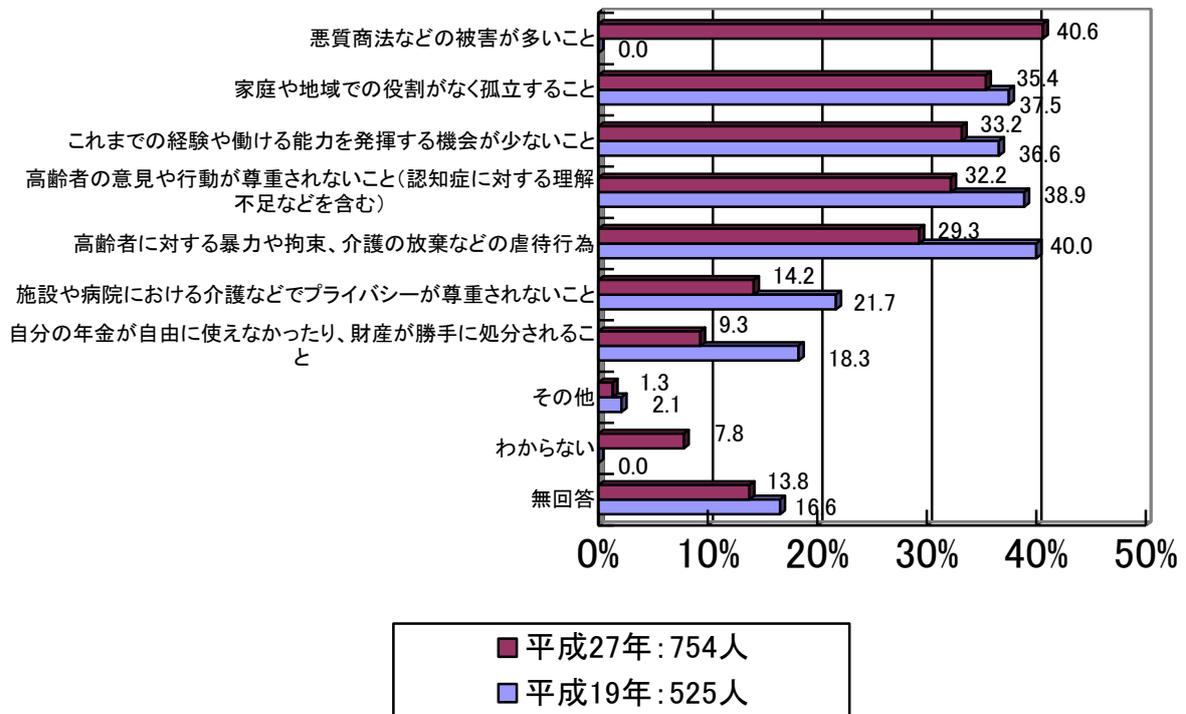


■平成19年:329人 ■平成27年:444人

(注) 上記の質問は、「高齢者が暮らしていくうえで、現在の社会をどのように感じていますか」という質問に対して、「どちらかといえば暮らしにくい社会である」または「暮らしにくい社会である」と回答した人のみに行ったものです。

また、「高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどんなことですか」の問いに、「悪質商法などの被害が多いこと」、「家庭や地域での役割がなく孤立すること」、「これまでの経験や働ける能力を發揮する機会が少ないこと」との意見が多くみられました。このような状況を捉え、高齢者が地域で安心して暮らせる、また、活躍できる環境の整備など市民だれもが安心して高齢期を過ごせる社会の実現を図る必要があります。

高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどんなことですか



(注) 平成19年調査において、「悪徳商法などの被害が多いこと」の回答項目は選択肢として設けておりません。

【施策の基本的方向】

高齢者を保護、福祉の対象として捉えるのではなく、権利の主体として各人の心身の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、高齢者自身が社会を支える一員として積極的に社会参加ができ、持ちうる自己の可能性を発揮し、自立と尊厳を持って健やかに生活できるよう施策の展開を図ります。

【具体的施策】

ア. 高齢者の尊厳を支えるケアの推進

要介護状態にならないための予防、要介護状態になった場合でもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるように必要なサービスを総合的・一体的に利用でき

るケア体制の充実を目指し、介護保険制度が運営されています。しかし、近年は認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況はさらに変化してきています。このような情勢の中、たとえ介護を必要とする状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を送ることを可能とすること、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の早期発見・未然防止や成年後見制度（*6）の活用など実効ある権利擁護の仕組みづくり、生活に必要な移動手段の確保を図ります。

イ. 就労、社会参加の促進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた就労の機会確保や高齢者が積極的に社会参加できる環境が重要です。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が、職場や地域活動に生かされ、自らの生活安定と生きがいを得ることができるような環境づくりを目指します。

併せて、就労を促すための対策として公共職業安定所等関係団体との連携を図り就労の機会確保に努めます。

また、高齢者の地域活動を充実させるためシニアクラブの組織基盤の強化と育成などを図り、会員のニーズや地域の実情に応じたシニアクラブの育成支援に努めます。さらに、子ども会等との交流事業など高齢者の世代間交流の機会を支援し、相互理解や連帯感が深まるよう推進します。

ウ. 相談体制・地域ケア体制の整備

大田市地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、総合的な窓口として、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる情報提供と支援を行います。同様に市社会福祉協議会と連携して権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業を実施します。

また、本人の判断力が著しく低下し、保護や支援を必要とする高齢者に対し、関係機関と連携を取りながら成年後見制度の利用促進に努めます。

地域ケア体制については、効率的かつ効果的な支援を行うため、介護保険サービス

はもとより、地域の保健・福祉・医療サービスや民生児童委員協議会など、各種関係機関の連携体制の確立等を行うことによって、地域において複合的なニーズに対応できる地域福祉力によるケア体制の整備に努めます。

(4) 障がい者

【現状】

地域社会において、障がいのあるなしにかかわらず、市民だれもがそれぞれかけがえのない個性をもったひとりの人間として尊重されなければなりません。

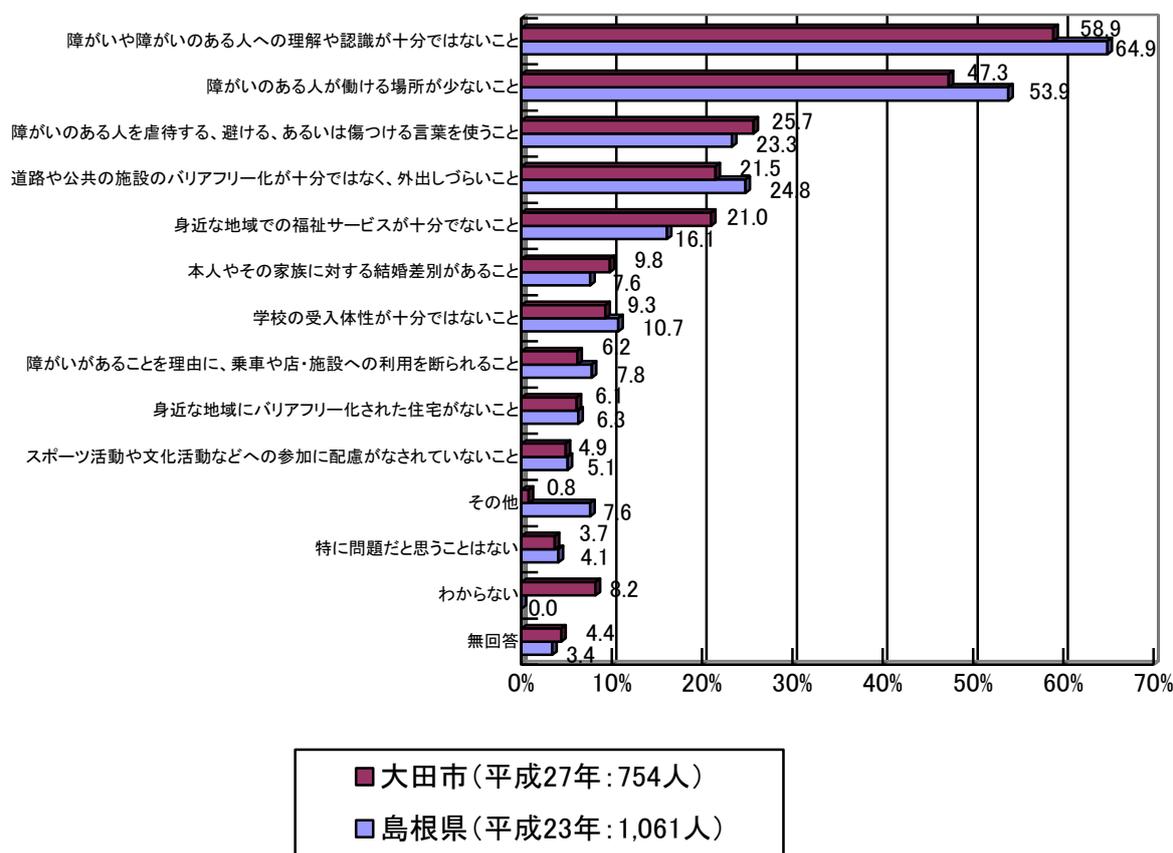
国においては、1993(平成5)年3月、10年間の我が国の障がい者施策の基本的な方向を示す計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。さらに同年12月には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、国の障がい者施策に関する計画の策定が義務づけられ、これを受けて障がい者の生活全般にわたる様々な施策が総合的に行われています。

また、2016(平成28)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、障がいのある人もない人も同じように安心して日常生活を送れる社会づくりに努めています。

【課題】

全国的には、障がいや障がい者に対する無理解や誤解が差別や偏見を生み出しています。2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」によると「障がいのある人の人権について、特に、どのようなことが問題だと思いますか」との問いに、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分ではないこと」との意見が58.9%となっており、6割近くの人が障がい者に対する差別や偏見の存在を認識しています。社会を構成するすべての人が、障がい者の様々な問題について理解を深め、共通の認識を得ていくことが極めて重要であり、そのためには、広報や研修等の様々な手段を活用した啓発活動を充実する必要があります。さらに、人権意識の醸成や障がい者雇用については、行政が率先して進めていく必要があることから、障がい者理解を図る研修を人権教育の一環として位置づけ、取り組んでいくことが必要です。

障がいのある人の人権について、特に、どのようなことが問題だと思いますか



また、障がい者が地域生活を送る上で、ボランティアの果たす役割は大きく、その担い手の確保と活動の活性化が求められています。そして、ボランティア活動を活性化していくためには、ボランティアを必要とする人と活動を行う人とをつないでいくことが重要です。そのためにも、障がい者のニーズ把握及びボランティア活動の広報活動を推進するとともに、ニーズと活動をつなぐ調整機能の充実を図ることが求められています。さらに、障がい者が地域の一員として生活のできる共生社会を実現するためには、幼少期からの様々な体験等を通じた福祉教育を推進していく必要があることから、現在、市内の小中学校において、総合的な学習の時間に、障がい者本人や障がい者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等を引き続き実施しています。

また、市民に対しても、様々な機会を通じて障がい者に対する認識を求める取り組みを推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

ノーマライゼーション（*7）の理念のもと、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じるまちづくり」を基本理念とした「大田市障がい者計画」（6年間：H30～H35）を中心とし、障がい者福祉計画（3年間：H30～H32）、障がい児福祉計画（3年間：H30～H32）、地域福祉計画（4年間：H29～H32）に沿って、障がい者が地域において自立して生活し、市民だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。さらに、障がい及び障がい者に関する理解を促進し、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推進します。

【具体的施策】

ア. 障がい及び障がい者理解を図る取り組みの推進

障がい及び障がい者に対する正しい理解を図るために、毎年12月の「障害者週間」に併せた啓発イベントをはじめ、広報等による啓発活動を推進します。

また、障がいのある人とない人との社会交流の場づくりを進めるとともに、障がい者の社会参加の促進を図るため障がい者スポーツや文化イベントの振興に努めます。

イ. 障がい者の雇用・就労支援体制の整備

障がい者の職業生活における自立を実現するための就労支援等を進める島根県障がい者就労支援センター（大田圏域）が設置されたことに伴い、障がい者理解や障がい者雇用制度の周知を図るための「障がい者雇用セミナー」の開催、障がい者雇用に積極的な事業所の業務内容を直接理解することで本人の就労意欲を促す職場見学の実施、障がい者雇用の契機づくりとして障がい者の就労実習の実施等、就労支援センター等関係機関と連携を図りながら、障がい者の雇用促進に努めます。

ウ. 自立支援・相談支援体制の整備

市の福祉相談窓口と併せて、市内の2事業所に委託した障がい者相談支援事業所での専門的な相談支援や在宅の身体障がい者に対して、自身がカウンセラーとなって相

談支援を行う「ピアカウンセリング（*8）」事業(市委託事業)を実施します。

また、島根県が設置する「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」による障がい者相談支援業務の実施、障がい者虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組み、さらに、市社会福祉協議会と連携して権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。そして、障がい者本人の権利や財産を守るために法律で支援する成年後見制度については、関係機関と連携を取りながら利用促進を図ります。

エ. ボランティア活動の促進

当市では、市社会福祉協議会を通して、障がい者が必要とするボランティアニーズの把握に努めながら、そのニーズがボランティア活動につながるように総合調整機能の充実に努めます。

また、ボランティア体験や各種講座、研修会、広報活動等を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図るとともに、ボランティアの育成と活動支援を進めていきます。

オ. 福祉教育の推進

学校教育等において、総合的な学習の時間に、障がい者本人や障がい者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等の実施を行うなど、幅広い交流や活動を通じた福祉教育を促し、障がい者福祉にかかる認識を深めていきます。

また、公民館を中心とする社会教育施設において、人権教育等、多様な学習機会の提供に努め、障がい者に対する認識を深める取り組みを推進していきます。

カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」（2000(平成12)年4月施行)の考え方・整備基準を踏まえ、障がい者・高齢者等が利用しやすい公共的施設等のバリアフリー(*9)化の整備と啓発活動、視覚障がい者の安全を確保するための道路区画線設置などを推進していきます。

また、市職員に対しては、障がいを理由とした「不当な差別的取り扱いの禁止」及び障がいの特性等に応じた「合理的配慮(*10)の提供」について指導します。

(5)同和問題

【現状】

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題であり、我が国固有の人権課題です。1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的な認識を示しました。

この答申を受けて、1969(昭和 44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後2002(平成14)年までの33年間に2度にわたって改正延長された「特別措置法」に基づき、同和対策事業や同和教育など、同和問題解決に向けた様々な取り組みが実施されてきました。

旧大田市においても、特別措置法に伴う各種の対策事業を実施してきました。その結果、指定地区においては、生活環境の改善をはじめとする格差是正は、一定の成果を上げてきました。1977(昭和 52)年に設置した大田市隣保館(現おおだふれあい会館)では、生活相談事業の充実、講演会や研修会の開催、さらに教養講座を通しての啓発、「おおだふれあい会館だより」の発行などの取り組みを進めてきました。

また、合併前のそれぞれの旧市・町では、地域社会における同和教育を推進するため「同和教育推進協議会」を結成し、住民参加による活動を進めてきました。旧大田市では、2001(平成13)年に、「大田市人権施策推進基本方針」を策定、旧温泉津町では1999(平成11)年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定し、これらの方針に基づきながら、教育・啓発に努めてきました。

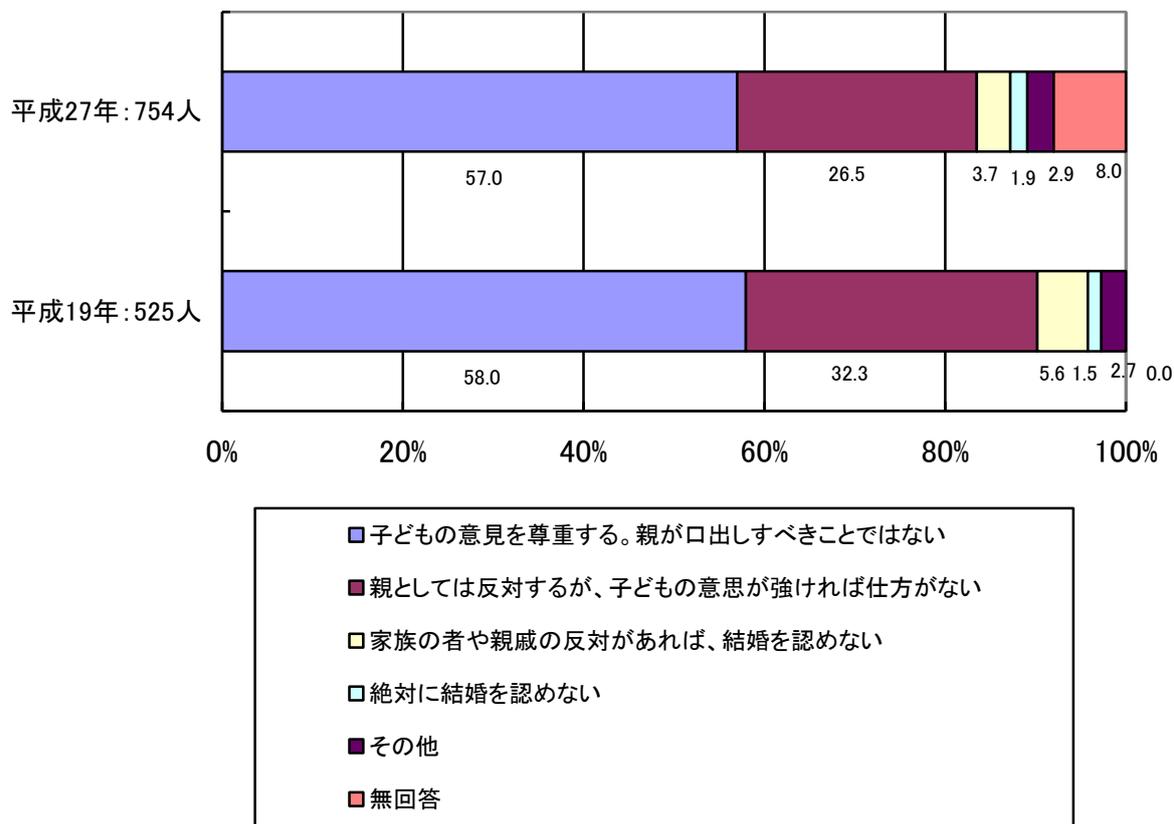
【課題】

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」の問いに対して、「絶対に結婚を認めない」が1.9%、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が3.7%で、合わせて5.6%が「結婚を認めない」と回答し、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない」が26.5%となっており、これらを合わせると、32.1%が反対の意志を示しており、2007(平成19)年の39.4%より7.3%

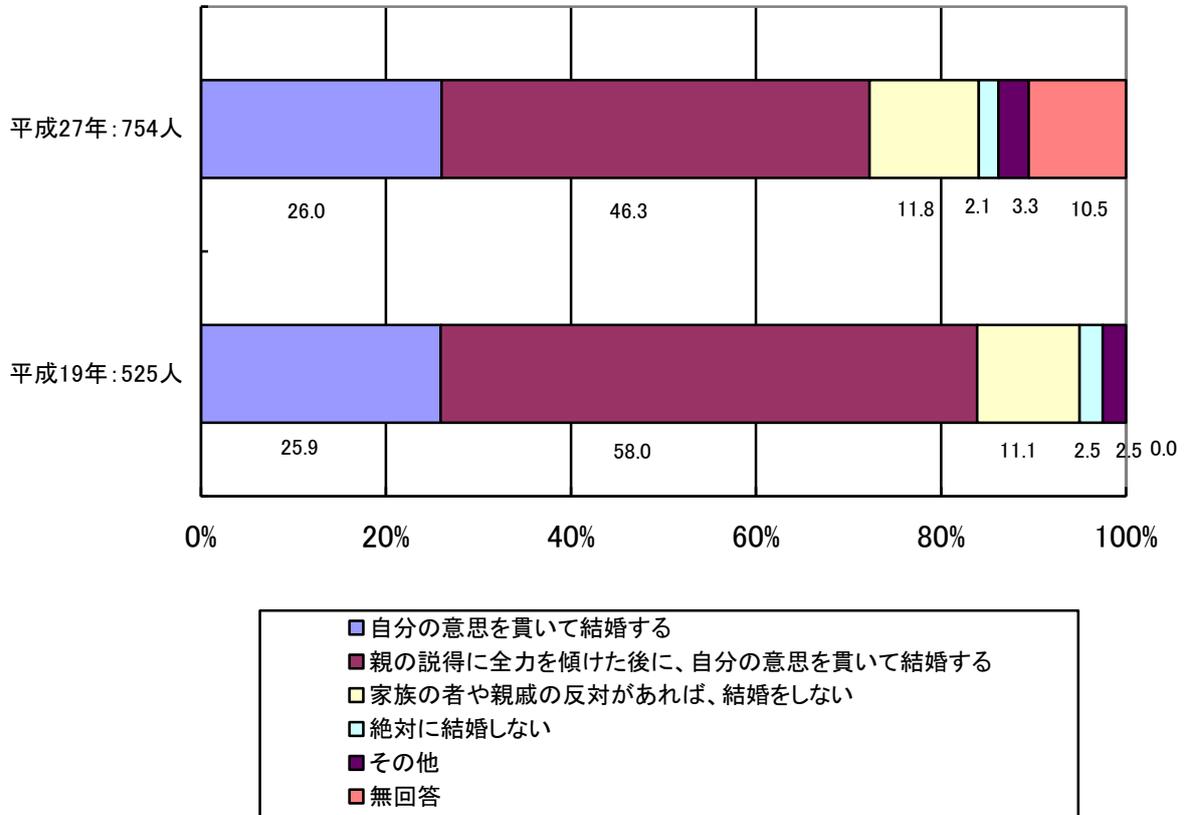
減少しているものの、いまだに反対の意志を示す割合は高いため、引き続き教育・啓発に努めます。

また、「あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか」との問いに、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない」が11.8%、「絶対に結婚しない」が2.1%で、合わせて13.9%が結婚しない意志を示しており、2007(平成19)年の13.6%から増加していることから、今後も同和地区に対する差別意識の解消に努めるとともに、差別を助長する「身元調査」を防止するために「第三者交付に係る本人通知制度」の普及を図ります。

あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると わかった場合、あなたはどうしますか



あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか



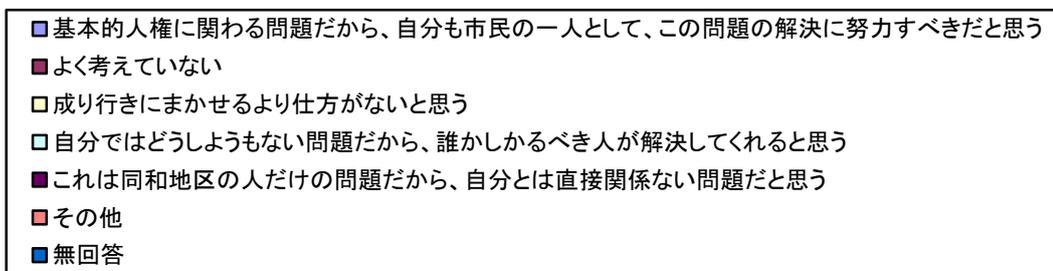
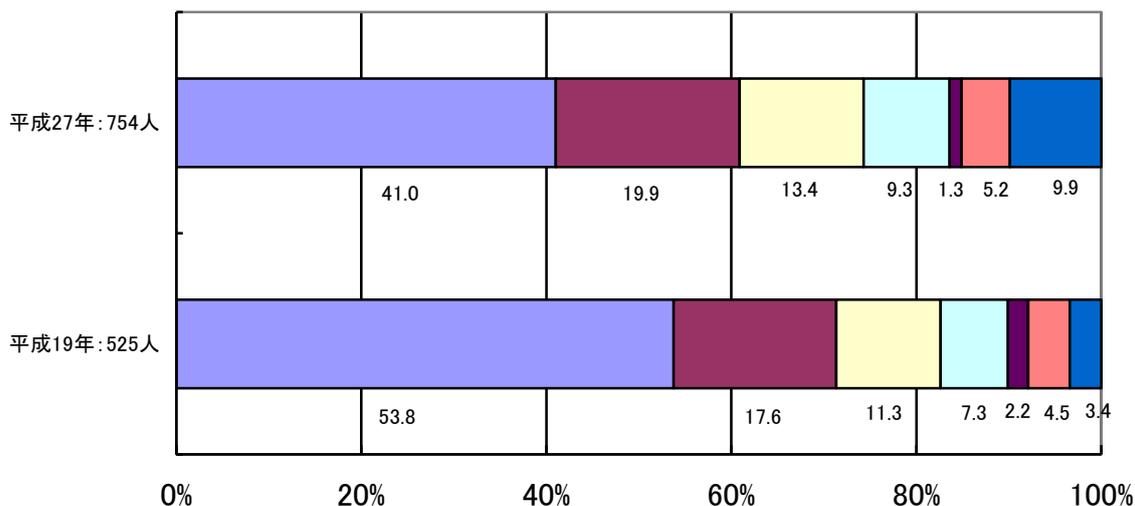
また、「同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか」との問いに、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が41.0%で、2007(平成19)年の53.8%から12.8%も減少しているため、市民の意識の向上に努めます。

なお、残りの約6割は、消極的または無関心な意見となっており、未だ結婚問題をはじめ、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

また、インターネットを悪用した差別事象の発生など新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は跡を絶たない状況にあります。

このほか、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しており、今後も同和問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、同和問題解決に向けた主体的な取り組みを促進するため、さらなる教育・啓発の推進が求められています。

同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか



【施策の基本的方向】

差別意識の解消にあたっては、市民一人ひとりが、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育・啓発を推進します。

また、「特別措置法」に基づく特別対策は、2002(平成14)年3月末をもって終了し必要な事業は一般対策として取り組んできましたが、2016(平成28)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定されたことに併せ、部落差別を解消するための相談体制を充実させるとともに、これまで積み重ねてきた人権・同和教育の成果を活かしながら、更に効果的な取り組みができるよう努めていきます。

【具体的施策】

ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進

○学校教育における取り組み

学校教育においては、教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、人権尊重・差別撤廃の実践力を培えるよう各種研修を実施します。そして、児童・生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を引き続き実践していきます。

○社会教育における取り組み

同和問題に対する理解と認識を深め、日常生活において、自らの課題として差別意識解消に取り組むことができるよう、人権センターとしての隣保館を核に「移動隣保館」を充実し、社会教育の拠点施設である公民館並びに社会教育関係団体等と連携しながら、教育・啓発を引き続き進めていきます。

○多様な啓発・学習形態の工夫

同和問題の啓発・学習については、参加者の学習ニーズの把握に努めるとともに、参加型から参画型までの多様な学習会・研修会の開催、インターネットやケーブルテレビ(*11)を活用した啓発情報の発信など、その企画に引き続き努めます。

○地域指導者の養成

同和問題の早期解決に向けて、地域での自主的な活動を広げるため、地域の指導者を養成することが重要なため、隣保館における人権学習の充実や県が実施する「人権・同和教育地域中核指導者養成講座」等への参加により、地域でのリーダー育成を図ります。

イ. 隣保館活動の充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のためのセンターとして、移動隣保館活動などの啓発・研修事業や、おおだふれあい会館だよりの発行などの情報発信をはじめ、生活相談などの各種事業を、総合的に実施します。

きめ細かい生活相談を行うことにより、実態や課題、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、関係機関、関係団体等と連携を取りながら課題の解決に努めます。

また、住民交流の場となる開かれたコミュニティセンターとして、広く市民を対象とした人権啓発や学習の場を提供していきます。

ウ. 教育・就労問題への取り組み

○進路保障の取り組み

同和地区児童生徒をはじめ様々な困難を抱えている児童生徒が、自らの進路をたく

ましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていくよう学力の向上と、奨学金制度の周知・活用を図るなど、進路保障の取り組みを進めます。

○就労問題への取り組み

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、公共職業安定所をはじめ関係機関と連携し、雇用主に対して公正な採用選考のための研修会の実施、身元調査の根絶、同和問題についての啓発を行います。

また、隣保館の生活相談等で把握した就職困難者については、関係機関と連携しながら、その解決に努めます。

(6) 外国人

【現状】

総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、在住外国人を取り巻く課題として、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題や、行政の仕組みや地域にかかわる情報や知識が不足し、行政サービスを受けることが困難な状況を抱えていると報告しています。

また、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と述べられており、外国人の人権問題が大きな課題となっています。

このような状況を受け、2016(平成 28)年に「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定され、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動のない社会を実現するための取り組みが求められています。

当市は、韓国大田廣域市と 1987(昭和 62)年に姉妹都市縁組を締結し、以来中学生交流などを中心とした国際交流や韓国語講座、料理教室などの各種講座を開催することで異文化理解の促進を図ってきました。

また、在住外国人に対しては、民間ボランティア団体による日本語教室も開催されています。

なお、石見銀山遺跡の世界遺産登録により世界各国からの観光客が増加していることから、市民が外国人に接する機会は増加しつつあり、国際交流活動や研修会を通して、言語、宗教、生活習慣等、相互理解を深める取り組みが必要です。

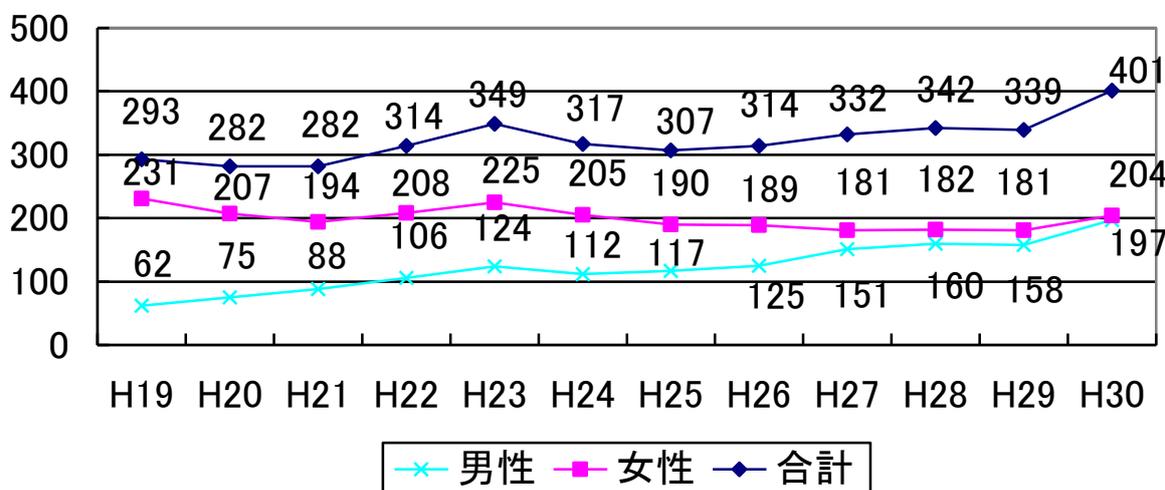
【課題】

当市の外国人登録者数は2018(平成30)年4月1日現在、18カ国401人と少しずつではありますが増加傾向にあり、国籍としてはブラジル221人、フィリピン57人、ベトナム33人、中国30人、韓国23人が主になっています。

また、現在は16歳未満が17人であり全体の4.2%ですが、今後の市内企業の外国人の受入体制の変化によっては、更に増加していくものと見込まれています。

しかし、市内において外国語表記が少ない状況から、今後においては外国人に対する様々な対応や支援、また、市民に対する更なる国際理解の推進など、多様な文化を尊重しながら共に生きる「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するよう引き続き努めます。

大田市の外国人登録者数(各年4月1日時点)



【施策の基本的方向】

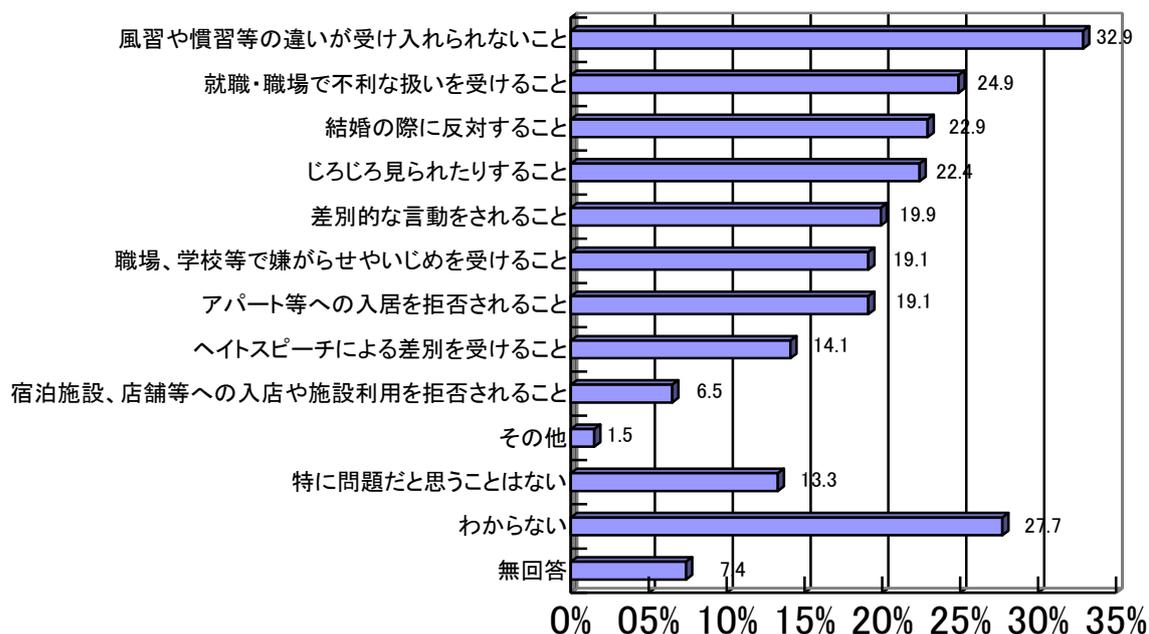
国際交流の進展や在住外国人の増加に伴い、他国の人やその文化に触れる機会が増えています。異文化を自らの文化の価値観で一方向的に評価するのではなく、異文化が独自に培ってきた価値観を理解し、多様な文化を持つ人々が、自国の文化に誇りを持つと同時に、地域に居住する同じ住民として、「共に生きる社会」の構築に協力し合

うことが求められています。

そのために、在住外国人に対しては、日本語の学習機会の提供や市を中心とした相談体制・住民窓口での対応の充実、市民に対しては、外国人との交流促進、異文化理解等のための啓発活動の推進が必要であることから、県や関係機関、関係団体等と連携し、「多文化共生推進プラン」の策定に向けた検討を行います。

また、2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「日本に居住している外国人について、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに対して、「わからない」との回答が27.7%と高い比率となっており、国際理解のための講座やイベントなどを通じて、多文化共生社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。

日本に居住している外国人について、現在、どのような問題が起きていると思いますか



■平成27年:754人

【具体的施策】

ア. 差別解消のための啓発の推進

現在実施している交流事業や国際理解のための講座などを通じて、市民の異文化理解の促進と啓発活動に努めます。

また、外国人に対する差別や偏見の解消のため、学校や家庭、職場、地域などにおいて、正しい理解を育むよう啓発活動を推進します。

イ. 外国人支援体制の充実

日本語が不自由な外国人に対して、多言語及び「やさしい日本語」による情報の提供に努めるとともに、地域に居住する同じ住民として共に生きる多文化共生社会の構築に向け、県やしまね国際センター、日本語教室、在住外国人共生市民の会等の民間団体と連携しながら、相談体制の確立と日本語及び日本文化を理解するための支援体制の充実、通訳派遣体制の整備に努めます。

ウ. 学校教育による取り組み

外国にルーツを持つ児童・生徒の受入体制の整備を図ると共に、教職員の研修を充実します。

(7) 患者及び感染者等

【現状】

国が策定した「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」には、ハンセン病、H I V (ヒト免疫不全ウイルス)感染者とエイズ患者に対する差別や偏見の克服が重要課題の一つとして取り上げられています。

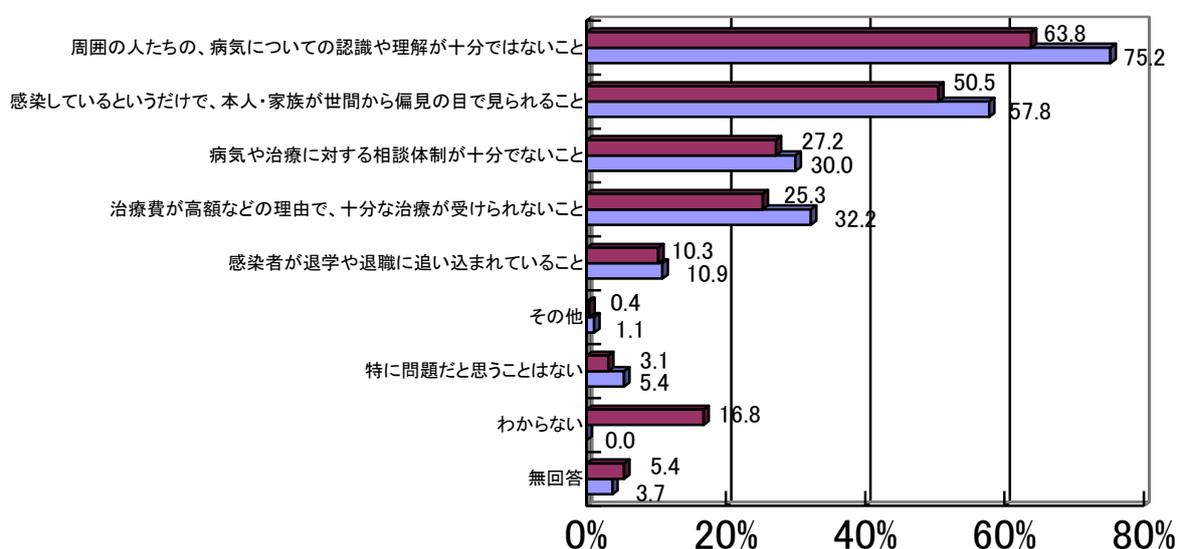
ハンセン病については、1873(明治6)年に「らい菌」が発見され、その後の研究で非常に病原性の低い菌であることが分かったにもかかわらず、関係者の家を大がかりに消毒したり、強制的に患者を隔離するという政策を続け、「とても怖い病気である」という誤った認識や偏見を助長させました。それにより、患者だけでなく、その家族も近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた住居の移転を余儀なくされるなどの差別や偏見を受けてきました。

また、H I V感染について、これまで正しい知識や理解の不足、偏見から差別意識を生み、H I V感染者やエイズ患者の多くは、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇など日常生活の中で多くの不利益を受けています。さらに、その他の感染症患者についても、同様の人権上の問題が生じています。

【課題】

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「エイズの原因ウイルス(HIV)感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」との問いに、「周囲の人たちの、病気についての認識や理解が十分でないこと」が63.8%で、「わからない」が16.8%と感染症等に関する正しい知識の普及が進んでいないため、今後も引き続き教育・啓発活動に努めます。

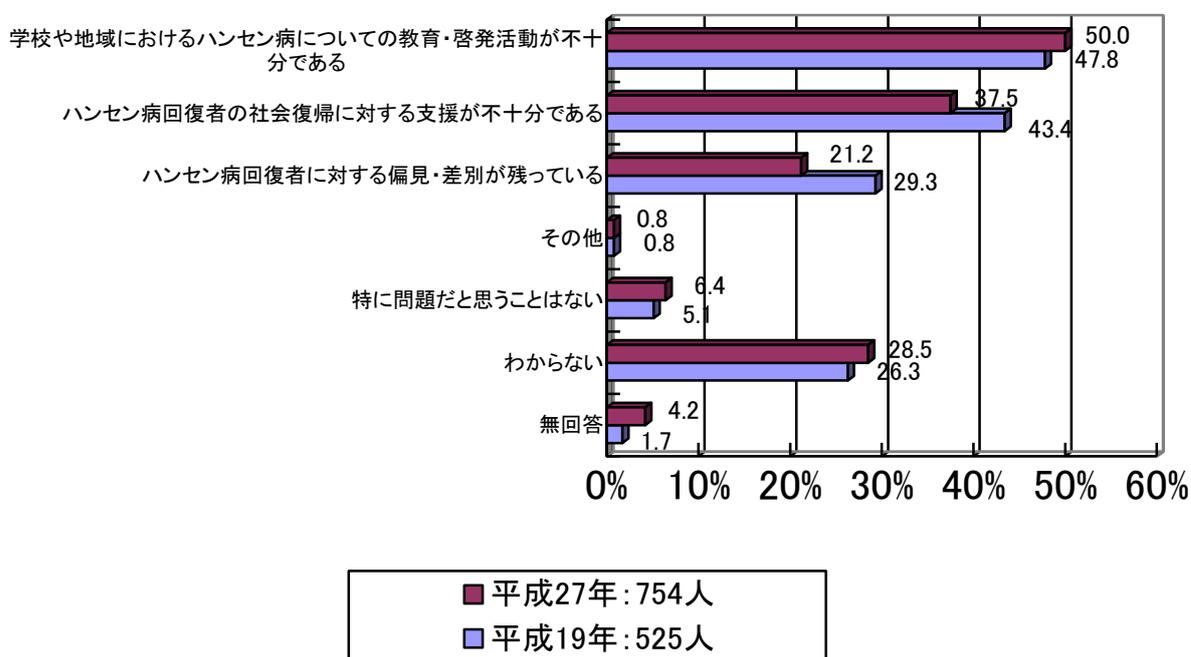
エイズの原因ウイルス(HIV)感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか



■ 大田市(平成27年: 754人)
 ■ 島根県(平成23年: 1,061人)

また、「ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いでは、「学校や地域での教育・啓発活動が不十分である」が50.0%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が21.2%となっており、この結果から、様々な感染症患者等に対する理解不足や、偏見、差別意識の存在が認められます。

ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか



大田市立病院においては、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言を踏まえ、「人としての尊厳性を保障される権利」をはじめとした患者の権利と義務を明確に位置づけ、それを尊重、保障して医療を提供することを宣言しています。

そして、そのことについて院内での掲示、病院案内等の印刷物への掲載、病院ホームページでの掲示などにより、周知を図っていますが、今後も患者の人権と主体性を尊重した医療の提供が求められています。

さらに、様々な感染症患者等について、正しい理解をするための啓発を推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

どのような疾病であっても、患者又は感染者ということで差別されてはなりません。一人ひとりが正しい認識を持てるよう啓発活動に努めます。

また、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

【具体的施策】

ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消を図ります。

特に若い世代に対しては、新成人へのエイズ予防の小冊子の配布等によるHIV感染症や性感染症についての情報提供、さらに、学校においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、HIV感染者やエイズ患者に対する不安や偏見・差別を解消するため、性教育を家庭や地域と連携して推進します。

イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病は、治る病気です。「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されて以来、ハンセン病に対する社会の理解は、教育・啓発が進む中深まってきていますが、根強い偏見・差別は、いまだ残っています。2009(平成21)年4月施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」の趣旨にのっとり、今後さらに、ハンセン病の歴史・治療・現状等正しい知識の普及や、情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消に向けて取り組みます。

ウ. インフォームド・コンセントの普及

国・県の研修等を通じ、関係機関の協力を得ながら、インフォームド・コンセント(*12)の推進に関する啓発に努めます。

(8) その他の人権課題

ア. 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神

的・経済的に様々な被害を受けている場合が多くあります。2005(平成17)年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが基本理念として定められました。この基本法に基づいて、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するよう啓発に引き続き努めます。

イ. 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人は、根強い偏見や差別意識により、社会の一員として円滑な社会復帰をすることが困難な状況におかれています。また、その家族も同様に偏見や差別にさらされることがあります。

刑を終えて出所した人が円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会などで周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に引き続き努めます。

ウ. インターネット等による人権侵害

高度情報化の進展に伴い、誰でも気軽に情報が受発信できる便利なメディアとして、インターネットや電子メールが急速に普及しています。その反面、発信者の匿名性が高いことなどから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって、さらには犯罪にもつながる有害な情報が掲載されるなど、深刻な人権侵害問題が全国的に発生しています。

法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法(*13)」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

今後も市民一人ひとりが情報化社会のもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発に努めます。

また、人権侵害につながる情報漏えいを未然に防止するため、市職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報保護とセキュリティ意識の向上に努めます。

エ. 性の多様性（LGBT等）

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）については、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）などの人々が存在しています。

性自認（自分の性をどのように認識しているか）については、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致な者）などの人々が存在し、心と体の性の不一致に強い違和感が持続することで社会生活に支障をきたしている人は性同一性障害と診断されることがあります。

このような性のあり方が多数派と異なる人々は、社会の無理解や偏見、あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

性的指向や性自認についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

オ. アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、過去の同化政策によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を奪われ、その独自の文化が失われていきました。このようなアイヌの人々の歴史や文化について、認識不足などにより偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況の中、2008(平成 20)年 6 月、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした、決議などの趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

カ. 生活困窮者

近年の経済状況の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い人が増加傾向にあります。特に高齢者世帯、ひとり親世帯の貧困率が高い状況となっています。また、失業や病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥るケースも増えています。

国では、このような状況を受けて、2015(平成 27)年 4 月から「生活困窮者自立支

援法」が施行され、さまざまな事情で経済的に困難を抱えている方に支援を行う制度が開始されました。

当市では、2015(平成 27)年 4 月から大田市社会福祉協議会と連携して「生活サポートセンターおおだ」を設置し、生活相談や就労相談等を通して、自立に向けた支援を行っています。

相談者の多くが日々の暮らしに不安を抱えながら生活されているため、今後も相談者に寄り添い、個人の尊厳を守りながら、個々のケースに応じた継続的な支援に努めます。

キ. 自死をめぐる人権問題

自死は、その多くが心理的に追い込まれた末の死であり、その背景には、心の健康問題だけではなく、仕事や家庭、生活困窮やいじめなど様々な要因が関係しています。2006(平成 18)年には「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自死が「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自死対策を推進していますが、依然として自死者数は毎年 2 万人を超えている現状があります。

また、残された自死遺族は、大切な家族を亡くした精神的苦痛だけではなく、周囲からの差別的な言動や対応により、社会から孤立して日常生活が困難となっている実態があります。

本市では、自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大田市自死対策計画」を策定し、関係機関との連携強化、自死対策を支える人材の育成、相談体制の整備、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発活動に取り組みます。

ク. その他

上記の人権課題以外にも、日本社会に存在する六曜や丙午(ひのえうま)、さらに、島根県特有の迷信として一部地域に見られる「きつねもち」等の非科学的で根拠のない迷信や因習、拉致問題など様々な人権課題が存在し、今後、社会経済構造の変化に伴い、新たな人権問題が表面化してくることが考えられます。

このような人権問題に対して、それぞれの問題に対する市民の正しい理解・認識と、問題解決に向けての市民の積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。

3. 施策の推進

「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、あらゆる機会を通じた広報活動を行うとともに、人権問題について、市民一人ひとりが認識を高め、差別や偏見のない社会の実現を目指すために、教育・啓発の推進組織や関係機関等と連携・協力して、人権教育・啓発の推進を図ります。

(1) 推進体制と支援

この「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、市役所内で組織する「大田市人権意識啓発推進会議」、並びに、識見を有する者・関係団体の代表等をもって組織する「大田市人権尊重のまちづくり審議会」の提言を取り入れながら、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進するとともに、広報や市のホームページ等を通じて、人権情報の提供等に努めます。

(2) 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国・県・市の行政機関がそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。そのため、今後とも国・県の施策と連携するとともに、企業、ボランティア組織、自主的な学習グループなどの民間団体も大田市の人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、これらの活動の支援を行い、連携・協力して、地域の実情に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。

大田市人権施策推進基本方針体系図

《基本理念》

市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくり

みんなで学ぶ人権教育

みんなで進める人権教育・啓発

共生の社会を目指す人権教育・啓発

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

- ア. 出版物等へのユネスコの精神の反映
- イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信
- ウ. 関係者への人権研修

学校教育等における人権教育の推進

- ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進
- イ. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進
- ウ. 学校・家庭・地域社会の連携

社会教育における人権教育の推進

- ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実
- イ. 人権に関する啓発情報の提供
- ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施
- エ. 社会教育関係団体における人権学習の促進

隣保館における人権教育・啓発の推進

- ア. 相談事業の充実・強化
- イ. 人権・同和問題学習会等の開催
- ウ. 隣保館利用率の向上
- エ. 移動隣保館の実施
- オ. 啓発資料の活用

家庭における人権教育の推進

- ア. 多様な学習機会や情報の提供
- イ. 相談事業の実施
- ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

- ア. 企業内研修の推進
- イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進
- ウ. 市民の自発的な学習の支援

人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ア. 市職員
- イ. 教職員
- ウ. 医療・保健関係者
- エ. 福祉関係者

2. 重要課題への対応

女性

- ア. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発
- イ. 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進
- ウ. 女性に対する暴力の根絶

子ども

- ア. 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進
- イ. いじめ問題等への取り組み
- ウ. 子どもへの虐待防止の取り組み
- エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

高齢者

- ア. 高齢者の尊厳を支えるケアの推進
- イ. 就労、社会参加の促進
- ウ. 相談体制・地域ケア体制の整備

障がい者

- ア. 障がい及び障がい者理解を図る取り組みの推進
- イ. 障がい者の雇用・就労支援体制の整備
- ウ. 自立支援・相談支援体制の整備
- エ. ボランティア活動の促進
- オ. 福祉教育の推進
- カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進

同和問題

- ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進
- イ. 隣保館活動の充実
- ウ. 教育・就労問題への取り組み

外国人

- ア. 差別解消のための啓発の推進
- イ. 外国人支援体制の充実
- ウ. 学校教育による取り組み

患者及び感染者等

- ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
- イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ウ. インフォームド・コンセントの普及

その他の人権課題

- ア. 犯罪被害者及びその家族
- イ. 刑を終えて出所した人及びその家族
- ウ. インターネット等による人権侵害
- エ. 性の多様性(LGBT等)
- オ. アイヌの人々
- カ. 生活困窮者
- キ. 自死をめぐる人権問題
- ク. その他

3. 施策の推進

推進体制と支援

関係機関等との連携

用語解説

* 1 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的で包括的な規約です。社会権規約（略称A規約）と自由権規約（略称B規約）及び二つの選択議定書からなります。

この規約は、1966(昭和 41)年の第 21 回国連総会において採択され、1976(昭和 51)年に発効しました。日本は 1979(昭和 54)年にA規約とB規約を批准しました。

* 2 ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、「配偶者やパートナーなど親密な関係にある人、あった人からふるわれる暴力（身体的・精神的・性的暴力）」のことをいいます。

* 3 セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的なうわさの流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

* 4 ストーカー

2002(平成 14)年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）では、特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情または、それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族等に対して行う「つきまとい」や「無言電話」などの8つの行為を「つきまとい等」と規定し、同一の者に対し「つきまとい等」を反復してすることを「ストーカー行為」と規定しています。

* 5 ネット掲示板

電子掲示板ともいい、ネットワークを利用して、複数の人がコンピュータで同じインターネット上のホームページ等に読み書きを行うことができる仕組みのことで、業務連絡や友達同士での情報のやり取りに利用されます。省略して、掲示板と呼ばれたり、BBSと呼ばれたりすることもあります。

* 6 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を、保護し、支援するのが成年後見制度です。

* 7 ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方です。

* 8 ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは「障がいを持つ当事者こそが専門家である」との考え方のもと、一定の

専門性を持った障がい当事者がカウンセラーとなり、心理面・経験面でのサポート、仲間づくり、制度利用の支援等を行うものです。

「ピア」とは、「仲間、対等の」という意味で、共通の経験や背景を持つ仲間同士が、対等な立場で話を聞き合うなど、相互の支援活動を行うことです。

*** 9 バリアフリー**

障がい者や高齢者などの社会的弱者が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去の意味で使われることが多くありますが、より広く、社会的弱者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用います。

近年は、バリアフリーの発展形として、ユニバーサルデザイン（障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、すべての人が等しく快適に利用できる設計）が提唱され、様々な分野で導入が進められています。

*** 10 合理的配慮**

障がいのある人から、社会の中にある障壁（バリア）と取り除くために何らかの対応を必要としているのとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。重すぎる負担がある場合でも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

*** 11 ケーブルテレビ**

地上波放送や衛星放送をケーブルテレビ局で一括受信し、ケーブルテレビ局と各家庭を直接光ケーブルや同軸ケーブルで結ぶことで、自主放送を含めた多彩な番組放送を提供するシステムです。

大田市では、市内全域にケーブルテレビ網を構築し、市内の情報格差を是正することで、情報の共有化による地域の活性化を図り、安心・安全な誰もが住みよいまちづくりの実現を目指しています。

*** 12 インフォームド・コンセント**

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、治療の危険度等について必要な情報を提供し、患者の自己決定の同意を得た上で治療等を行うことです。

*** 13 プロバイダ責任制限法**

正式には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」といいます。

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任の制限と発信者情報の開示を請求する権利について定めた法律です。

例えば、インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ等に対して削除を要請しますが、プロバイダ等がこれらを削除したことについて、権利を侵害する情報の発信者から損害賠償の責任を免れるというものです。

また、このような権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

行動計画

大田市人権施策推進基本方針の行動計画

大田市人権施策推進基本方針における具体的施策について、次のとおり行動計画を策定する。

なお、本計画の着実な推進を図るため、大田市人権尊重のまちづくり審議会においてその進捗状況を点検・評価する。

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

ア. 出版物へのユネスコの精神の反映

項目	取り組み内容	主管課
ユネスコの精神の反映	市が発行する、石見銀山関連の出版物・パンフレットやホームページ等に、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」を掲載する。	石見銀山課 人権推進課

イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信

項目	取り組み内容	主管課
石見銀山遺跡の情報発信	石見銀山における歴史研究の成果を公開するとともに人権教育、啓発活動に活用する。	石見銀山課 人権推進課

ウ. 関係者への人権研修

項目	取り組み内容	主管課
石見銀山関係者への人権研修	石見銀山に関係する施設・団体等に対して、人権・同和問題研修会を開催し、ユネスコの「平和と人権尊重」の意義について理解を深める。	石見銀山課

(2) 学校教育等における人権教育の推進

ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進

項目	取り組み内容	主管課
保育所・幼稚園における人権教育の推進	保護者に対して子どもの人権、しつけと虐待に対する認識を深めてもらうための研修会を開催する。	子育て支援課 社会教育課 学校教育室

イ. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進

項目	取り組み内容	主管課
学校における人権教育の	「大田市教育ビジョン」に基づき、人	学校教育室

推進	権尊重の理念を学校教育の中心に位置づけ、計画的に人権教育が進められるよう指導や支援を行う。	
----	---	--

ウ. 学校・家庭・地域社会の連携

項目	取り組み内容	主管課
地域における人権教育の推進	学校・家庭・地域社会が連携を図り、地域住民を対象とした人権・同和問題研修会を開催する。	まちづくり定住課 学校教育室 社会教育課 子育て支援課

(3) 社会教育における人権教育の推進

ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実

項目	取り組み内容	主管課
公民館における人権教育の充実	公民館において、各ブロック単位で人権・同和問題研修会を開催する。	社会教育課
まちづくりセンターにおける人権教育の充実	まちづくりセンターにおいて、地域住民を対象とした人権・同和問題研修会を開催する。	まちづくり定住課

イ. 人権に関する啓発情報の提供

項目	取り組み内容	主管課
人権作文等の募集	小・中・高校の児童生徒を対象に、人権作文・人権に関するポスター・標語を募ることにより、人権意識の向上を図る。	人権推進課 学校教育室
法律、条例等の普及・啓発	あらゆる機会、媒体を活用し、「部落差別解消推進法」や「大田市人権尊重のまちづくり条例」等の普及を図るための啓発活動を実施する。	人権推進課
身元調査の抑止	「第三者交付に係る本人通知制度」の普及を図るための啓発活動を実施し、登録者の増加を図る。	市民課
人権に関する啓発事業の充実	「広報おおだ」「おおだふれあい会館だより」等を活用し、人権・同和問題に関する情報発信を行う。	人権推進課 おおだふれあい会館

ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施

項目	取り組み内容	主管課
----	--------	-----

人権に関する講演会・イベントの開催	「人権を考える市民のつどい」など、市民を対象とした人権・同和問題講演会を開催し、さまざまな人権課題について考える機会となる研修会を開催する。	人権推進課
-------------------	--	-------

エ. 社会教育関係団体における人権学習の促進

項目	取り組み内容	主管課
まちづくりセンターにおける人権教育の充実【再掲】	まちづくりセンターにおいて、地域住民を対象とした人権・同和問題研修会を開催する。	まちづくり定住課
公民館における人権教育の充実【再掲】	公民館において、各ブロック単位で人権・同和問題研修会を開催する。	社会教育課

(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進

ア. 相談事業の充実・強化

項目	取り組み内容	主管課
相談体制の充実・強化	人権・同和問題をはじめとする様々な相談の総合窓口として、より身近で信頼される相談事業の実施に努める。 また、「生活困窮者自立支援制度」に基づく相談窓口との連携を強化する。	おおだふれあい会館
人権侵害事案への対応	差別事象など、人権侵害事案に対して、関係各課、関係機関と連携して、被害者の人権回復に向けた支援を行う。	人権推進課 おおだふれあい会館

イ. 人権・同和問題研修会等の開催

項目	取り組み内容	主管課
人権・同和問題研修会の開催	教養講座受講者を対象に人権・同和問題研修会を開催する。	おおだふれあい会館

ウ. 隣保館利用率の向上

項目	取り組み内容	主管課
隣保館利用率の向上	人権・同和問題に関する研修会や交流会を開催される団体への利用促進を図り、人権・同和問題の解決に向けた情報発信を行う。	おおだふれあい会館

エ. 移動隣保館の実施

項 目	取り組み内容	主 管 課
移動隣保館の実施	市内の各地域、まちづくりセンター、事業所などへ出向き、人権・同和問題研修会や情報発信を行う。	おおだふれあい会館

オ. 啓発資料の活用

項 目	取り組み内容	主 管 課
啓発資料の活用	人権・同和問題に関する図書や DVD の貸出を行い、市民の人権意識向上に努める。	おおだふれあい会館

(5) 家庭における人権教育の推進

ア. 多様な学習機会や情報の提供

項 目	取り組み内容	主 管 課
地域における人権教育の推進【再掲】	学校・家庭・地域社会が連携を図り、地域住民を対象とした人権・同和問題研修会を開催する。	まちづくり定住課 学校教育室 社会教育課 子育て支援課

イ. 相談事業の実施

項 目	取り組み内容	主 管 課
相談体制の充実	各種相談事業を通じて、家庭の養育力向上と子育て等の家庭教育を支援する。	地域福祉課 地域包括支援センター 健康増進課 子育て支援課 学校教育室 人権推進課

ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識を解消し、地域における様々な活動に男女共に自ら参画できるよう、学習会の開催等を通じて、意識啓発を図る。	人権推進課

(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

ア. 企業内研修の推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
企業内研修の推進	企業等に人権・同和問題研修会を実施	産業企画課

	<p>するよう指導する。</p> <p>また、大田地域人材確保促進協議会により、1～3年目までの新入社員を対象に人権・同和問題研修や社会人としての基礎力向上のための研修会を開催する。</p>	
--	---	--

イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
明るい職場づくりの推進	ハラスメント等、人権侵害のない明るい職場づくりのための研修会を実施するよう指導する。	産業企画課
相談体制の充実	ハラスメント等を受けた方が相談できるよう、市内外の関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。	産業企画課

ウ. 市民の自発的な学習の支援

項 目	取り組み内容	主 管 課
市民の自発的な学習の支援	人権・同和問題に関する研修を実施する団体に対して補助金を交付する。	人権推進課

(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

ア. 市職員

項 目	取り組み内容	主 管 課
市職員人権・同和問題研修	市職員を対象に人権・同和問題研修を開催する。	人事課
人権啓発推進員の配置	全ての市職員が、各職場における業務の中から人権課題を把握し、その解決に努めるよう指導する。	人権推進課

イ. 教職員

項 目	取り組み内容	主 管 課
教職員研修の充実	人権・同和教育主任等の研修や各校での校内研修等の充実を図る。	学校教育室

ウ. 医療・保健関係者

項 目	取り組み内容	主 管 課
市立病院職員人権・同和問題研修	市立病院の職員を対象に人権・同和問題研修を開催する。	病院事務部総務課

エ. 福祉関係者

項目	取り組み内容	主管課
民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員を対象に研修を実施する。	地域福祉課
社会福祉施設職員等研修	社会福祉施設職員等を対象に研修を実施する。	地域福祉課 介護保険課 子育て支援課
移動隣保館の実施【再掲】	市内の各地域、まちづくりセンター、事業所などへ出向き、人権・同和問題研修会や情報発信を行う。	おおだふれあい会館

2. 重要課題への対応

(1) 女性

ア. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

項目	取り組み内容	主管課
男女共同参画の推進【再掲】	固定的な性別役割分担意識を解消し、地域における様々な活動に男女共に自ら参画できるよう、学習会の開催等を通じて、意識啓発を図る。	人権推進課

イ. 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進

項目	取り組み内容	主管課
男女共同参画の推進【再掲】	固定的な性別役割分担意識を解消し、地域における様々な活動に男女共に自ら参画できるよう、学習会の開催等を通じて、意識啓発を図る。	人権推進課
女性の参画率の向上	家庭や職場、地域での活動、政策・方針決定の場において、女性の参画率が向上するよう、啓発活動を図る。	人権推進課

ウ. 女性に対する暴力の根絶

項目	取り組み内容	主管課
大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会の開催	女性（児童・高齢者を含む）に対する暴力・虐待に対しての早期発見・未然防止等について関係課で情報共有し、必要な支援を行う。	人権推進課

(2) 子ども

ア. 「児童の権利に関する条例（子どもの権利条約）」などの理解促進

項 目	取り組み内容	主 管 課
学校における人権教育の推進【再掲】	「大田市教育ビジョン」に基づき、人権尊重の理念を学校教育の中心に位置づけ、計画的に人権教育が進められるよう指導や支援を行う。	学校教育室
教職員研修の充実【再掲】	人権・同和教育主任等の研修や各校での校内研修等の充実を図る。	学校教育室

イ. いじめ問題等への取り組み

項 目	取り組み内容	主 管 課
学校における人権教育の推進【再掲】	「大田市教育ビジョン」に基づき、人権尊重の理念を学校教育の中心に位置づけ、計画的に人権教育が進められるよう指導や支援を行う。	学校教育室
教職員研修の充実【再掲】	人権・同和教育主任等の研修や各校での校内研修等の充実を図る。	学校教育室
命の尊さについて考える 機会の提供	思春期赤ちゃん交流学習事業を実施し、実施児童・生徒が乳児とその保護者と交流を図ることで、命の尊さや子育てについて学ぶ。	学校教育室 社会教育課 健康増進課
心の問題について考える 機会の提供	こころと命のサポート事業を実施し、学校において啓発活動を行うなど、心の問題で困った時の対処方法や、ひとりで悩まず相談するきっかけづくりを行う。	健康増進課

ウ. 子どもへの虐待防止の取り組み

項 目	取り組み内容	主 管 課
大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会の開催【再掲】	児童（女性・高齢者を含む）に対する暴力・虐待に対しての早期発見・未然防止等について関係課で情報共有し、必要な支援を行う。	人権推進課
児童虐待防止法の周知及び虐待への正しい理解のための啓発	毎年11月の「児童虐待防止月間」に併せた街頭活動をはじめ、広報等を通じて啓発活動を推進する。	子育て支援課
大田市要保護児童対策地域協議会の開催	虐待の予防から早期発見・対応、保護、その後の支援に至るまで、関係機関との連携及び体制を強化しつつ適切な対応を行う。	子育て支援課

エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

項目	取り組み内容	主管課
有害環境対策の推進	学校において、性やタバコ・アルコール・薬物等に関する指導や、氾濫する情報に対して正しい認識が持てるよう情報教育を推進する。	学校教育室 健康増進課
青少年育成市民会議の開催	県・警察と連携し、子どもたちへの有害商品の販売抑制や、陳列場所の配慮等、経営者に対し要請する。	子育て支援課

(3) 高齢者

ア. 高齢者の尊厳を支えるケアの推進

項目	取り組み内容	主管課
大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会の開催【再掲】	高齢者（女性・児童を含む）に対する暴力・虐待に対しての早期発見・未然防止等について関係課で情報共有を行い、必要な支援を行う。	人権推進課
高齢者の尊厳を支えるケアの推進	介護サービスの充実や介護予防・地域包括ケアの推進、成年後見制度の活用など実効ある仕組みづくりを図る。	介護保険課 地域包括支援センター
生活に必要な移動手段の確保	公共交通空白地域解消事業を推進し、生活に必要な移動手段を確保する。	まちづくり定住課

イ. 就労、社会参加の促進

項目	取り組み内容	主管課
就労の促進	就労を促すための対策として公共職業安定所等関係団体との連携を図り就労の機会確保を図る。	産業企画課
社会参加の促進	シニアクラブと子ども会の交流事業など高齢者の世代間交流の機会を支援し、相互理解や連帯感が深まるよう推進する。	介護保険課

ウ. 相談体制・地域ケア体制の整備

項目	取り組み内容	主管課
相談体制の整備	高齢者の総合的な窓口として、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる情報提供と支援を行う。	地域包括支援センター
高齢者の権利擁護	本人の判断能力が著しく低下し、保護	介護保険課

	や支援を必要とする高齢者に対し、関係機関と連携を取りながら成年後見制度の利用促進を図る。	地域包括支援センター
判断能力が不十分な人への支援	判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業を実施する。	地域福祉課
地域ケア体制の整備	各種関係機関の連携体制の確立等を行うことによって、地域における複合的なニーズに対応できる地域福祉力によるケア体制の整備を図る。	介護保険課 地域包括支援センター

(4) 障がい者

ア. 障がい及び障がい者理解を図る取り組みの推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
障がい及び障がい者理解を図る啓発イベントの開催	毎年12月の障害者週間・人権週間に併せて、「ふれあいフェスティバルおおだ」を開催する。	地域福祉課 人権推進課
障害者差別解消法の周知・啓発	広報等による啓発活動、あいサポート研修を開催する。	地域福祉課

イ. 障がい者の雇用・就労支援体制の整備

項 目	取り組み内容	主 管 課
障がい者の雇用・就労の促進	島根県障がい者就労支援センター（大田圏域）等の関係機関と連携して障がい者の雇用・就労に向けた就労支援を行う。	地域福祉課 産業企画課

ウ. 自立支援・相談支援体制の整備

項 目	取り組み内容	主 管 課
障がい者の自立支援・相談支援体制の整備	障がい者の自立に向けた支援を行い、相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る。	地域福祉課
障がい者の権利擁護	本人の判断能力が著しく低下し、保護や支援を必要とする障がい者に対し、関係機関と連携を取りながら成年後見制度の利用促進を図る。	地域福祉課
判断能力が不十分な人への支援【再掲】	判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス等を行う日	地域福祉課

	常生活自立支援事業を実施する。	
--	-----------------	--

エ. ボランティア活動の促進

項 目	取り組み内容	主 管 課
ボランティア活動の促進	聴覚障がいに関する理解を深めるための筆談、視覚障がいに関する理解を深めるための点訳・音訳、身体障がいに関する理解を深めるための移動介助等の体験を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図る。	地域福祉課

オ. 福祉教育の推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
学校における人権教育の推進【再掲】	「大田市教育ビジョン」に基づき、人権尊重の理念を学校教育の中心に位置づけ、計画的に人権教育が進められるよう指導や支援を行う。	学校教育室
教職員研修の充実【再掲】	人権・同和教育主任等の研修や各校での校内研修等の充実を図る。	学校教育室
公民館における人権教育の充実【再掲】	公民館において、各ブロック単位で人権・同和問題研修会を開催する。	社会教育課

カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
公共的施設等のバリアフリー化の推進	公共的施設等のバリアフリー化を推進する。	地域福祉課
道路区画線設置事業の推進	視覚障がい者の安全を確保するため、道路に区画線を設置する。	土木課

(5) 同和問題

ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進

1. 学校教育における取り組み

項 目	取り組み内容	主 管 課
学校における人権教育の推進【再掲】	「大田市教育ビジョン」に基づき、人権尊重の理念を学校教育の中心に位置づけ、計画的に人権教育が進められるよう指導や支援を行う。	学校教育室
教職員研修の充実【再掲】	人権・同和教育主任等の研修や各校での校内研修等の充実を図る。	学校教育室

2. 社会教育における取り組み

項目	取り組み内容	主管課
公民館における人権教育の充実【再掲】	公民館において、各ブロック単位で人権・同和問題研修会を開催する。	社会教育課
まちづくりセンターにおける人権教育の充実【再掲】	まちづくりセンターにおいて、地域住民を対象とした人権・同和問題研修会を開催する。	まちづくり定住課
法律、条例等の普及・啓発【再掲】	あらゆる機会、媒体を活用し、「部落差別解消推進法」や「大田市人権尊重のまちづくり条例」の普及を図るための啓発活動を実施する。	人権推進課

3. 多様な啓発・学習形態の工夫

項目	取り組み内容	主管課
人権に関する講演会・イベントの開催【再掲】	「人権を考える市民のつどい」など、市民を対象とした人権・同和問題講演会を開催し、さまざまな人権課題について考える機会となる研修会を開催する。	人権推進課

4. 地域指導者の養成

項目	取り組み内容	主管課
地域指導者の養成	島根県・他市町村と共催で、研修会などを実施し、地域指導者を養成する。	人権推進課

イ. 隣保館活動の充実

項目	取り組み内容	主管課
移動隣保館の実施【再掲】	市内の各地域、まちづくりセンター、事業所などへ出向き、人権・同和問題研修会や情報発信を行う。	おおだふれあい会館

ウ. 教育・就労問題への取組

1. 進路保障の取り組み

項目	取り組み内容	主管課
進路保障の推進	大田市進路保障連絡協議会を開催し、特別の配慮を必要とする児童生徒に対する進路保障の一層の充実を図る。	学校教育室 人権推進課 おおだふれあい会館

2. 就労問題への取り組み

項 目	取り組み内容	主 管 課
公正な採用選考の推進	差別のない公正な採用選考の実現と、就職の機会均等を確保するため、公共職業安定所と共催し、人権・同和問題研修会を開催する。	産業企画課 人権推進課

(6) 外国人

ア. 差別解消のための啓発の推進

項 目	取り組み内容	主 管 課
韓国大田廣域市青少年との交流	姉妹都市の韓国大田(テジョン)廣域市の青少年を招いて、ホームステイや中学校での交流を行う。	総務部総務課 学校教育室
国際文化講座の開催	島根県国際交流員などを講師として招いての文化講座や韓国文化体験講座を開催し、在住外国人の人権について理解を深める。	総務部総務課
ヘイトスピーチ解消法の周知	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発活動を推進する。	人権推進課

イ. 外国人支援体制の充実

項 目	取り組み内容	主 管 課
相談体制の確立	外国人住民が安心して生活できるよう、市内外の関係機関・各種団体と連携して、相談体制を整備する。	総務部総務課
日本語及び日本文化を理解するための支援	しまね国際センターとの共催により、日本語を学びたい外国人住民のお手伝いをする日本語ボランティアを養成する講座を開催する。	総務部総務課
通訳派遣体制の整備	しまね国際センターが実施しているコミュニティ通訳派遣事業を活用するとともに、市内在住の通訳ボランティアの養成を支援し、通訳派遣体制を整備する。	総務部総務課

ウ. 学校教育における取り組み

項 目	取り組み内容	主 管 課
学校における人権教育の推進【再掲】	「大田市教育ビジョン」に基づき、人権尊重の理念を学校教育の中心に位置づけ、計画的に人権教育が進められ	学校教育室

	るよう指導や支援を行う。	
教職員研修の充実【再掲】	人権・同和教育主任等の研修や各校での校内研修等の充実を図る。	学校教育室

(7) 患者及び感染者等

ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

項目	取り組み内容	主管課
HIVの正しい知識と予防の啓発	高校の文化祭、成人式等でHIVの正しい知識と予防の啓発を行う。	健康増進課

イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

項目	取り組み内容	主管課
ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発	ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発を行う。	健康増進課 人権推進課

ウ. インフォームド・コンセントの普及

項目	取り組み内容	主管課
インフォームド・コンセントの普及	医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、治療の危険度について必要な情報を提供し、患者の自己決定の同意を得た上で治療等を行う。	病院事務部総務課

(8) その他の人権課題

ア. 犯罪被害者及びその家族

項目	取り組み内容	主管課
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等への支援を充実させるため、県、警察、NPO等関係機関との連携強化を図る。	人権推進課

イ. 刑を終えて出所した人及びその家族

項目	取り組み内容	主管課
刑を終えて出所した人及びその家族への対応と啓発	刑を終えて出所した人等に対する非難や中傷などの人権侵害を防ぐため啓発活動を推進する。	人権推進課

ウ. インターネット等による人権侵害

項目	取り組み内容	主管課

インターネット等による人権侵害の防止	インターネット等を利用した悪質な人権侵害について、プロバイダー等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努める。	人権推進課
高度情報化社会への対応	個人情報保護とセキュリティ意識向上のため、職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。	情報企画課

エ. 性の多様性（LGBT等）

項 目	取り組み内容	主 管 課
性の多様性（LGBT等）への対応と啓発	性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくすための啓発活動を推進する。	人権推進課

オ. アイヌの人々

項 目	取り組み内容	主 管 課
アイヌの人々への理解と啓発	アイヌの人々等、少数民族独自の文化と歴史についての理解を深めるための啓発活動を推進する。	人権推進課

カ. 生活困窮者

項 目	取り組み内容	主 管 課
自立に向けた支援	生活相談や就労相談などを通して、個々のケースに応じた継続的な支援を実施する。	地域福祉課 おおだふれあい会館

キ. 自死をめぐる人権問題

項 目	取り組み内容	主 管 課
自死対策の総合的かつ効果的な推進	関係機関との連携強化、自死対策を支える人材の育成、相談体制の整備、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発活動を推進する。	健康増進課

ク. その他

項 目	取り組み内容	主 管 課
さまざまな人権問題への対応と啓発	拉致問題による人権侵害についての理解を深める。また、人身取引を防止するための啓発活動を推進する。	人権推進課

資 料 編

○大田市人権尊重のまちづくり条例

平成26年6月30日
条例第23号

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、基本的人権の尊重と法の下での平等が定められている。

また、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を世界遺産に登録したユネスコは、あらゆる差別無く、人権及び基本的自由を尊重する営みを通して、平和及び安全に貢献することを目的としている。世界遺産を有する大田市として、このユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、ぬくもりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し、平成20年9月12日、人権尊重都市を宣言した。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに誇りをもって暮らし、共生の社会となる大田市を築くため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市の責務を明らかにするとともに、人権施策の基本となる事項を定め、あらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めることによって、心豊かな共生の社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において、人権尊重の視点に立脚しそれぞれの施策に取り組むとともに、様々な差別撤廃、市民の人権意識高揚のための各種施策を積極的に推進する責務を有する。

(市民の役割と協働)

第3条 市民は、あらゆる場と機会において、互いの人権を尊重し、市と協働して人権尊重のまちづくりを進め、共生の社会を築くよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策の推進に関する基本方針を定めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 市は、人権施策に関する重要事項について調査、審議するため、大田市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 人権施策推進基本方針に関すること。
- (2) 市が実施する市民への啓発及び広報活動並びに研修活動などの人権施策の推進に関すること。
- (3) おおだふれあい会館の運営に関すること。
- (4) その他人権施策に関して必要と認められる事項。

(審議会の委員)

第6条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 人権関係団体等の代表
- (3) 関係行政機関の職員

(審議会委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

大田市人権尊重のまちづくり審議会 委員名簿

No.	選 出 区 分	役職	氏 名	推薦団体又は所属
1	識見を有するもの	会 長	梶 伸光	大田市教育委員会
2	識見を有するもの		青木 正三	大田市民生児童委員協議会
3	識見を有するもの		伊藤 裕子	大田市公民館連絡協議会
4	識見を有するもの		大西 修	大田市議会
5	識見を有するもの		兒島 ミユキ	出雲人権擁護委員協議会
6	人権関係団体等の代表	副会長	林 能伸	大田市自治会連合会
7	人権関係団体等の代表		八束 義夫	まちづくりセンター長幹事会
8	人権関係団体等の代表		安藤 孝文	大田市青年協議会
9	人権関係団体等の代表		藤原 明美	大田商工会議所
10	人権関係団体等の代表		西村 俊二	大田市社会福祉協議会
11	人権関係団体等の代表		小川 和也	部落解放同盟島根県連合会大田支部
12	人権関係団体等の代表		清水 信江	大田地域人権運動
13	人権関係団体等の代表		杉橋 博	全日本同和会島根県連合会大田支部
14	人権関係団体等の代表		栗原 富夫	大田市障がい者関係団体連絡協議会
15	人権関係団体等の代表		藤間 不左光	大田市シニアクラブ連合会
16	人権関係団体等の代表		初田 香奈子	大田市PTA連合会
17	人権関係団体等の代表		小川 洋子	公益財団法人しまね女性センター
18	関係行政機関の職員		加藤 敦	島根県西部人権啓発推進センター
19	関係行政機関の職員		大谷 正利	大田市校長会
20	関係行政機関の職員		神田 雅之	石見大田公共職業安定所

日本国憲法（抄）

昭和21年11月 3日公布

昭和22年 5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国連総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
- 2 この権利は、非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもつばら原因とする訴追の場合には、採用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公平かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び事由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

平成 9 年 7 月 4 日

人権教育のための国連 10 年推進本部

平成 6 年(1994 年)12 月の国連総会において、平成 7 年(1995 年)から平成 16 年(2004 年)までの 10 年間に「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連 10 年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 7 年(1995 年)12 月 15 日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置した。

推進本部は平成 8 年(1996 年)3 月 18 日、第 1 回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成 8 年(1996 年)12 月 6 日に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連 10 年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連 10 年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成 5 年(1993 年)には、世界人権宣言採択 45 周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成 6 年(1994 年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第 49 回国連総会(平成 6 年(1994 年)12 月)では「人権教育のための国連 10 年」を決定する決議が採択された。また、平成 7 年(1995 年)9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成 8 年(1996 年)5 月 17 日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21 世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個人の人権意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連 10 年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本 10 年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V 感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本 10 年の実施に当たっては、国内の実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申(平成4年(1992年)7月)等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

② 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

③ 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

④ 教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権

教育を拡充する。

⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪ 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

⑫ 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和 54 年(1979 年)12 月、第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成 5 年(1993 年)6 月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年 12 月には第 48 回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成 7 年(1995 年)9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女児」等 12 の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成 8 年(1996 年)7 月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21 世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年 12 月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第 4 回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真摯な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切に育てる心」を育てるため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者との世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年(1996年)7月26日閣議決定)」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

ア 人権問題啓発推進事業

イ 小規模事業者等啓発事業

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

- エ 教育総合推進地域事業
- オ 人権教育研究指定校事業
- カ 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業

- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的な人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV感染者等

① HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連 10 年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択 50 周年に当たる平成 10 年(1998 年)には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連 10 年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

ユネスコ憲章（抄）

（国際連合教育科学文化機関憲章）

1946年11月16日採択

前文

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われたいためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を進展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。

第1条 目的及び任務

- 1 この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。
- 2 この目的を実現するために、この機関は、次のことを行う。
 - (a) 大衆通報（マス・コミュニケーション）のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知り且つ理解することを促進する事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告すること。
 - (b) 次のようにして一般の教育と文化の普及とに新しい刺激を与えること。

加盟国の要請によって教育事業の発展のためにその国と協力すること。

人種、性又は経済的若しくは社会的な差別にかかわらず教育の機会均等の理想を進めるために、諸国民の間における協力の関係をつくること。

自由の責任に対して世界の児童を準備させるのに最も適した教育方法を示唆すること。
 - (c) 次のようにして知識を維持し、増進し、且つ、普及すること。

世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること。

教育、科学及び文化の分野で活動している人々との国際的交換並びに出版物、芸術的及び科学的に意義のある物その他の参考資料の交換を含む知的活動のすべての部門における諸国民の間の協力を奨励すること。

いずれの国で作成された印刷物及び刊行物でもすべての国の人民が利用できるようにする国際協力の方法を提案すること。
- 3 この機関の加盟国の文化及び教育制度の独立、統一性及び実りの多い多様性を維持するために、この機関は、加盟国の国内管轄権に本質的に属する事項に干渉することを禁止される。

大田市人権意識啓発推進会議設置規程

平成 17 年 12 月 14 日

訓令第 50 号

(設置)

第 1 条 職員一人ひとりが人権意識を向上させるとともに、人権問題に対する共通認識をもって人権施策の推進を図るため、大田市人権意識啓発推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) その他人権施策に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、大田市部課長会議規程(平成 17 年大田市訓令第 2 号)第 2 条に規定する者をもって構成する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、部課長会議にあわせ開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、この規定に関わらず推進会議を開催することができるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議の会長は市長、副会長は副市長及び教育長をもってあてる。

(人権対策部会)

第 6 条 推進会議には、人権問題に関する重要事項を協議するため、人権対策部会を置く。

2 対策部会は副市長、教育長、会計管理者、部長(市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育委員会事務局の部長を含む。)及び支所長で組織する。ただし、必要があるときには、人権対策部会長の指名する者を加えることができる。

3 人権対策部会会長は副市長、副会長は教育長をもってあてる。

4 人権対策部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(人権啓発推進員)

第 7 条 推進会議は、各課、室、場、署、科及びセンター(以下「各課等」という。)において人権学習等を推進するため、人権啓発推進員をおく。

2 各課等の人権啓発推進員は、1 人以上とする。

3 効果的に人権学習を進めるために、必要に応じて人権啓発推進員連絡会議を開催する。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、総務部人権推進課が処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 12 月 14 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 9 号の 2)

この訓令は、平成 18 年 4 月 3 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年訓令第 10 号の 2)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 26 日
法律第 65 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第 11 条 主務大臣は、基本方針に即して、第 8 条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 12 条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第 13 条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによる。

第 4 章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 16 条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第 2 項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第 18 条 協議会は、前条第 1 項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第 2 項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(主務大臣)

第 21 条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第 22 条 第 12 条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第 23 条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 19 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条から附則第 6 条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第 6 条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第 6 条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第 3 条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第 9 条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第 9 条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第 4 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第 10 条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第 10 条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第 5 条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第 11 条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第 11 条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、第 8 条第 2 項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日

法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第 6 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日

法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

人権尊重都市宣言

石見銀山遺跡を世界遺産に登録したユネスコは、その目的を「あらゆる差別無く、人権及び基本的自由を尊重する営みを通して、平和及び安全に貢献すること」としている。

今年2008年は世界人権宣言60周年という記念すべき年である。この宣言は国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約等々と、さらに日本国憲法と軌を一にするものである。

国際社会では今もなお、様々な差別や人権侵害が存在し、民族、人種、さらには宗教による紛争が絶えない。

国内においても、国際化、少子高齢化、情報化等の急激な社会変動の中で、拡大する格差・貧困、家庭の崩壊、人心の荒廃など、人権軽視の風潮に歯止めがかからぬ憂慮すべき状況にある。

よって、大田市は石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し、ここに「人権尊重都市」を宣言する。

平成20年9月12日

大 田 市

大田市人権施策推進基本方針 << 第二次改定 >>

2019(平成31)年3月発行

- ◎ 発行 島根県大田市
〒694-0064
島根県大田市大田町大田□1111番地
TEL : 0854-82-1600(代表)
URL : <http://www.city.ohda.lg.jp>
- ◎ 編集 大田市総務部人権推進課